

令和3年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月16日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月16日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	9番	中 村 英 子		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	ふるさと振興課長	北條 寿文
		政策推進課長	丹羽 修治		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全課	綾部 健
	民生部	部長	寺西 孝	次長	佐藤 正浩
		次長兼 保険医療課長	不破 生美	環境課長	石原 己樹
		子ども課長	舘林 久美	介護支援課長	後藤 雅幸
		住民課長	飯田 和泉	健康推進課長	小澤 有加
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり推進課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	森 実央		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光	下水道課長	浅井 修
	消防本部	消防長	黒川 康治	次長兼 消防署長	高阪 洋一
		次長兼 総務課長	高塚 克己		
	教会事務員局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
給食センター所長		寺本 章人	生涯学習課長	佐々木淑江	
委員及び委員	監査委員	西尾 重義			

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 務 会 局 議 事	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和3年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

皆さんのお手元に、第2回議会運営委員会報告書が配付してあります。お願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の皆さん方に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

また、答弁する職員の入れ替えの際には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本日の欠席届は中村英子さんでございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月9日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、第2回の議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和3年9月9日木曜日午後3時9分より開会しました。

1番としまして、意見書の審議結果について。採択することとなった意見書はありません。

(2)としまして、不採択とすることになった意見書です。ア、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書、イ、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書、ウ、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、エ、公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書、オ、正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書、カ、住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書、キ、地方財政の拡充を求める意見書、ク、障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書、ケ、消費税率5%への引き下げを求める意見書、コ、「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化

過密労働解消のための施策を求める意見書。

次に、（3）としまして、継続審議とすることになった意見書。ア、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書、イ、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書、ウ、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書、エ、国の私学助成の拡充に関する意見書であります。

次に、2番としまして、令和3年第4回12月定例会の日程についてであります。

別紙を御覧ください。11月25日に議会運営委員会を開催します。12月2日木曜日開会、全員協議会、3日金曜日全員協議会であります。7日火曜日常任委員会、9日木曜日一般質問、10日金曜日一般質問です。そして、15日水曜日閉会とします。

次に、3、行政報告についてです。決算審査の冒頭で、教育長より新型コロナウイルス感染症感染に伴う学級閉鎖・学校閉鎖のガイドライン等について報告されます。また、民生部長より、保育所の休園措置について報告されます。

4、追加議案について。最終日の冒頭で、発議第4号「蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について」を上程。精読とし、追加日程により審議・採決する。

（2）追加議案として、「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を上程したい旨、理事者からの申し出がありました。上記（1）に続いて、議案上程された後、暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、内容（仮称「蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援事業補助金について」）についての説明を受けます。その後、本会議を再開して精読とし、追加日程により審議・採決します。

5番、その他。12月議会議案説明会についてであります。日時は令和3年11月15日月曜日午前9時から、場所は3階議事堂において行います。

以上、報告させていただきます。

（11番議員降壇）

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、教育長、民生部長から行政報告の申し出がありましたので、これを順次許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、先週木曜日9日からの蟹江中学校の学年閉鎖についてご報告を申し上げます。

8日水曜日に、3年生の同じ学級の生徒2名がコロナの陽性となりました。陽性者の行動から、同じ学級の生徒2名、他の学級の生徒1名が濃厚接触者の疑いとなりました。また同

時に、体調不良による欠席の生徒や早退している生徒が複数名おりました。そこで、文部科学省のガイドラインにのっとり、3年生を学年閉鎖とさせていただきました。このガイドラインではありますが、同じクラスで複数以上陽性者が出た場合は学級閉鎖を検討、他のクラスにまたがる場合は学年閉鎖を検討するというものであります。今回は他のクラスの生徒も濃厚接触者の疑いが出ましたので学年閉鎖とさせていただきました。休校期間は5日から7日をめどということになっております。その後、保健所の指導を受けまして、その疑いのある子から、最終的には1名の生徒が濃厚接触者ということで検査を受けましたが、結果は陰性ということで報告を受けました。

13日、今週です。月曜日には他の生徒の状況を確認し、これは電話とかそういうものでありますが、担任から異常が見られないということで、予定どおり14日火曜日から授業を再開しております。

議員の皆様にはいろいろご心配をおかけいたしました。クラスターにならずによかったなと思っております。

学校においては、再度生徒、保護者に3密、消毒の徹底並びに体調の悪い場合は登校を控えるよう働きかけを行い、2学期を進めていけたらと思っております。

以上、ご報告申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

議長のお許しをいただきましたので、先週月曜日に配信をさせていただきました保育所の休園措置及び陽性者の報告について補足説明をさせていただきます。

9月6日付で、保育施設を利用する者に陽性者が出た場合には休園措置を行う旨の記載した文書を配信させていただきました。しかしながら、同日に陽性報告を受けた児童がいたにもかかわらず休園措置とならなかった経緯についてご説明をさせていただきます。

1点目でございます。該当児童の最終利用が陽性確定日の4日前であったこと。2点目といたしまして、同じ保育室で保育する者に陽性確定日前2日間の聞き取りを行ったところ、体調不良者がいなかったこと。3点目といたしまして、陽性確定の報告が午前中であったため、当日の利用者に下校のご協力をいただくことができ、当日中に施設の消毒作業を終えることができたこと。以上3点の理由から、今後の感染拡大の可能性が低いと判断したため休園措置に至らなかったものでございます。

保育施設は緊急事態宣言中も社会機能維持のために必要であり、閉鎖することができない施設と認識しております。今後も配信のとおり、陽性者が発生した場合には、感染拡大防止のため一時休園措置とさせていただきますが、今回の事例のように、保育内容、最終登園日及び感染報告のタイミング等を確認しながら慎重に判断してまいりたいと思っております。

最後に、保育現場では目に見えない新型コロナウイルスと戦うために、通常業務に加えて、毎日何度も何度も消毒作業を行っております。今後も感染症対策に取り組みながら、安全保

育に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 佐藤 茂君

これから決算審査に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いしたいと思います。

質疑をされるときは、まず決算書のページ数と科目を言ってからお願いいたします。また、質疑及び答弁は努めて簡潔明瞭にさせていただき、スムーズな議会運営にご協力をお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第1 認定第1号「令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括にて質疑を承ります。質疑は1人3回までとします。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

総括ということで、令和2年度の決算ですけれども、見ていただくと分かるとおり、令和2年度大変な緊急事態ということで、コロナ禍の緊急事態ということで、蟹江町170億円という決算が出ております。大体毎年ですけれども、110億円ぐらいで推移をしておったと思いますけれども、今回170億円使ったと。当然、国とか県からの補助金が下りてきておりますので、今回大きな数字になったと思います。

今までですと、大体蟹江町というのは、自主財源6割、依存財源4割という形でバランスよくやってきたと思いますけれども、今回に限り、その逆で、自主財源4割の依存財源6割ぐらいということで、ちょうど逆になってしまったわけですね。

それで、何が言いたいかと言いますと、令和2年度はこういう形で国・県から50億円、60億円というお金が下りてきているものですからやっていけるんですけども、新聞紙上、テレビなんか見ておきますと、だんだんとコロナも収束に、収束とは言いませんけれども、数字も少なくなってきましたし、10月、11月頃になりますと、ある程度の社会を動かしていかなかんということで規制も緩和をされるようなことをしております。

ですから、来年のことをちょっと心配するわけですが、来年度の予算にも関わってくると思いますけれども、大変国も県も、いつまでもこのようなお金を市区町村に出せるかということ、だんだんそれはかなわぬことになってくると思います。

そういうことを考えますと、先日三浦議員が一般質問で、20年、30年先の蟹江町が心配だという質問をされましたけれども、私は来年、再来年、これからの蟹江町が本当に心配になってまいります。国も多分これからだんだんと予算のほうも、予算といいますか、補助金のほうも減らしてくると思います。蟹江町独自で、各市町村独自で、このコロナ対応はしてくれという形になってくると思います。そのときに、この自主財源を何とかして増やしていかないかですけれども、増やせる可能性といいますか、ちょっと難しいような気がするんですね。ですから、町長どう思ってみえるか分かりませんが、来年、再来年、令和3年、4年、来年でいいですね、来年、令和4年度ですか、4年度に向かってどのような考え方でおみえになるか、一言お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

黒川議員のご質問にお答えしたいと思います。

決算だけ見れば、当然歳入膨れ上がっているのは決してコロナ対策ばかりではありませんし、JRの関係だとか、いろいろな施策の中で膨れ上がってきたということも事実であります。実際、これがじゃ長年続くかという、多分それは、ご指摘のとおりそれはございません。ですが、一番心配するのは、やはり歳入、まさに先回三浦議員からもご質問いただいたように、非常に厳しい財政、この厳しい財政というのは何か定番になっておりまして、厳しい、厳しいと言っていると、非常に緊張感があっているのかなと、そういうつもりで厳しいと言っているわけじゃないんです。本当に自主財源7割、3割で維持してきたのが、やはりこういう状況になっていきますと、歳入の乏しい地方自治体というのは、厳しくなるのはこれ必然であります。

かといって、国がじゃ手厚く全部お金くれるかという、そうでもありません。ただ、施策ごとに補助率の違う補助金等々、土木も含めて、民生も含めてでありますけれども、そういう補助金をきちっと視野に入れながら、陳情するなり、お願いするなりして、我々はしっかりと財政力の保つだけの中で財政運営をやっていかなければいけないというふうに思っております。

また、先回のご質問ではお答えをしませんでしたが、恒久財源として、もう少し税として歳入が望めるのではないのかなという部門についても、しっかりとこれ踏み込んでいかなければいけないときがもう来ておるわけであります。

特に、ふるさと納税の関係で、これも黒川議員から確かご指摘いただいたと思うんですけども、歳入に比べて、いわゆるよそへお金が出ていってしまう減免の部分が多いんじゃないかということは、まさにいかんともしがたい、そんな状況でありまして、もう既に来年度に向かって、今、各部署で検討会を開きながら、せめてとんとんとは言いませんけれども、500万円のふるさと納税、仮にですよ、500万円のふるさと納税で10倍の減免歳入が不足するというのは、ちょっと厳しい状況なのかなと。でもこれは、都市部に限って起きている現象

でありまして、地方へ行けば、それは非常にありがたい歳入になっておるわけでありまして。いろいろなところを私も調べてみますと、確かに総務省、このふるさと納税の制度というのは、僕はすばらしい制度だなと思っていますし、しばらくこの制度は続くというふうに考えています。

ならば、町としても商工会、観光業界も含めてであります。再度皆さん一致団結していただいて、自分たちの商売、地域のボトムアップも含めて、蟹江町にとってこれがいいであろうということを皆さんでちょっと考えていかなければいけない、もちろんプロジェクトチームをつくって、我々の部署でふるさと納税に対して、もう少ししっかりと見ていくということが必要なのかなと。

あとは、もう相当改善されましたけれども、収納率等々についても、非常にシビアに、今、担当部署が頑張っておりますし、ある意味、非常に厳しい状況は乗り越えられたのかなと。ただ、来年度からの歳入の不足を考えると、非常に厳しい状況になるのは事実でありますし、いろいろな施策が待ったなしであります。特に民生部門におかれましては、毎年歳入不足、そして歳出が増えてくる。これも国・県の補助はあるというものの、高齢化、少子化になってくると生産人口が、三浦議員がおっしゃったように、生産人口が減ってくるという現実がもう10年先、20年先に来ますので、それに対して緩やかな人口減を何とか保っていかなければいけないというのが我々の考え方だと思っております。

抽象論ばかり述べておりますけれども、具体的なことにつきましては、また数字的なことを言うのであれば、それぞれの部門のところでお答えをいただきますけれども、まさに黒川議員ご心配いただきましたように、歳入については、非常に来年度まだ見渡せない部分があると思っております。

ただ、目の前にありますコロナ対策だけをしっかりとやるということと、それに従いながら、歳入を予想しなから来年度の予算を10月、11月ぐらいには3か年のヒアリングをやりながら組んでいかなければいけない厳しい状況が続くと思っておりますけれども、何とぞご協力のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今、黒川議員から来年度予算、また三浦議員からの20年後、30年後の予算配分の質問もありましたけれども、まず今回、令和2年度の決算ということで、初めてのコロナ禍、こんな経験ない決算だったと思います。

それをまずどう見るか、来年度予算、再来年度予算に反映していかなければならないと思いますので、まず、歳入については、取りあえず歳入のほうで若干町税、また、その辺聞いていくんですけども、今回歳出の面でいろいろな行事がコロナ禍の関係で中止になりました。

た。今年度もほとんどの事業が中止になってきたわけなんですけれども、実質、その辺の行事、また事業の中止、やるべきことはやる、それは当たり前なんです。その辺で、実際不用額というか、実際に使われなかった金額等がもうちょっと明細的に教えていただきたいのと。

今回、今申したとおり、決算ということで、じゃコロナ禍の下でそれぞれの部門的にどう捉えているのか、その辺については、総務もそうですし、政策、また民生、教育も絡んでくると思いますので、その辺をちょっと、今後生かすために、ぜひ検討していかなければいけない課題だと思いますので、それを反省点も含めながらどう生かしていくかということをちょっと検討してもらいたいんですので、まず、その点についてお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問をいただきましたコロナウイルスの関係で事業が中止、もしくは規模が縮小になったものの影響額についてのお話だと思います。

今回、特に細かな集計というのは取っていないような状況でございますけれども、令和2年度の3月議会のところで、第9号補正といたしまして、減額の補正をさせていただいております。その中で、主にコロナウイルスの関係で事業中止とか縮小して減額させていただいたものは、ざっくりと積算させていただきますと、約4,000万円ほどの金額が影響を受けて不用になった額だと認識をしております。一概にこれが全てというわけではございませんけれども、目安としては4,000万円程度かなと。あと、扶助費等につきましては、基本的に3月のところで減額等できない、年度末まで執行がありますので、なかなか難しいような状況でございます。

今回、繰越額の推移を見ますと、令和元年度に比べまして、約1億2,000万円ほど上がっているような状況でございます。こちらは予算規模等が大きくなっておるところがありますので、一概に比較はできないところがございますけれども、扶助費等のところでも若干影響が出てこのような金額になったというところで考えております。

以上でございます。

○総務部長 浅野幸司君

では、総括的なところの全体的なところの決算の今回の反省点というか、特徴的なものも含めまして、少し私のほうからご答弁させていただきます。

先ほど黒川議員からもご指摘のように、一般会計、今回決算額170億円ということで、過去に例を見ない大きな決算額になったわけでございますけれども、特別会計と合わせまして、全体的に見ますと、前年度比で約30.8%の増加でございます。大きな要因といたしましては、先ほど黒川議員からご指摘のように、一般会計の決算額、これが大きくなったというのが大きな原因です。一般会計につきましては、町税全体として、やはりコロナ等の影響を受けまして、0.5%ぐらいの微減となりましたけれども、一方で、新型コロナウイルス感染症、いわゆる対策関連の国庫支出金が大幅に増加いたしましたので、これは主要成果の7ページの図1

をご覧くださいと、非常にこれよく分かると思いますけれども、主要成果の7ページの図1でございます。

今回、これで見ると、本当に明らかに令和元年度の決算とは比べものにならないぐらい国・県の支出金が大きくグラフ上となっております。こういった占有率としても38.5%というところで、大体今まで十四、五%のいただいた全体の中の比率でございますけれども、構成比として約40%弱まで伸びておるとい、これはまさに顕著に今回歳入決算の特徴的なものでお示しをしておると思います。

一方、歳出のほうも、1人10万円の特別定額給付金の給付事業費、これも何十億円という大型事業でございましたけれども、歳出の区分、これ併せて、主要成果の9ページの表5のほうをご覧くださいますと、歳出全般の区分、議会費から始まりまして公債費までお示しをしておるんですけども、全てこれ前年対比プラスでございます。前年比を全部この各区分、款ごとに上回っておるとい、これも過去20年ぐらいろいろ私も調べましたけれども、どこかの款が増えておって、どこかの款が減少しておるといケースは毎年ございますけれども、全部の款にわたって、区分にわたって増加しておるといのは、過去20年調べても初めてのケースでございます。

したがって、こういった歳入の国の支出金等を受けまして、いろいろな事業を歳出側でして、こういった形で歳出も各款ごと、それぞれ前年対比で上回った事業を今回やらせていただいたと、そういうのが歳出の主な特徴でございました。

併せて、予備費の充用、これも非常に過去に例のないものでございますけれども、800万円ぐらいの予備費の中の約460万円ほど予備費充用をさせていただいたというのも非常に令和2年度の決算の特徴的なものだと思います。

それを受けまして、今、板倉議員、じゃ来年度も含めてどうするかというお話でございますけれども、今後、いろいろコロナの影響を受けまして、まだ今のところ全くそういった見通しのほうがどうなるかという先行き不透明な部分多々ございますけれども、何らかの影響を、例えば歳入予算的なものも自主財源として受けるだろうということを見込んでおります。

加えて、先ほど町長のご答弁にもございましたように、国の影響、施策の影響で毎年上昇傾向、これ数パーセントずっと伸びておる扶助費ですね、扶助費関係が非常にこれ伸びております。今回、今年は前年対比4,500万円ぐらい増えておるわけでございます。毎年うなぎ上りに民生費関係のところの扶助費が伸びておるといこともありますので、そこら辺の財源確保も含めて、新年度さらに厳しい財政運営になることを想定しております。

私ども財政当局といたしましては、そういう現状も踏まえて今後もしっかりと事業のそういった必要性等も考慮しながら、バランス等も見ながらしっかり精査して財政運営をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、各部門でコロナ対策をどう捉えているかというご質問がありましたので、政策の関係で言いますと、特に休業とか営業時間の短縮に協力をしていただきました事業者には、新型コロナウイルス感染症対策の協力金、こちらのほうを愛知県と連携しながら、また、町の単独でも支給をしてきたところでございます。

緊急事態宣言中で売り上げ減に対する補てんとなってコロナ禍を乗り越えるための事業者支援ということではいい対応にはなったのかなという、そういうふうに思っております。

また、冷え込んだ消費を喚起するために、プレミアム商品券を発行いたしました。コロナ禍で消費者の行動自粛がありまして、町内の経済が停滞をしているような中で、事業者にとっては直接売り上げにつながるものでありまして、実際に売り上げの確保に効果が出ていたという、そういったアンケートの結果もいただいておりますので、こうしたことから一定の成果があったというふうに捉えております。

以上です。

○民生部長 寺西 孝君

板倉議員から、コロナ禍での各種対策の検証についてということでございますので、民生部からもご答弁させていただきます。

これまで新型コロナウイルス感染症対策は、対策本部会議にて第33回を数えまして、ワクチン接種であるとか、感染症対策、さらには社会的弱者の方に対する支援、それについてのどう対応していくかという検討を重ねてきたところでございます。

特に、令和2年度は、第11号補正までと11回の補正予算を計上させていただき、その都度議員の皆様にご慎重審議をしていただき、議決をいただきました。本当に厚く感謝申し上げます。

今、黒川議員からもございましたけれども、私ども民生部におきましては、3款の民生費、4款の衛生費、加えますと、2款3項の住民基本台帳費もありますけれども、今年度の決算として91億5,000万円でございます。対前年度より41億円の増でございます。この増の主たる理由といたしましては、今、黒川議員からございましたように、特別定額給付金でございます。お一人10万円を給付する定額給付金を1万6,700世帯、37億5,800万円の給付をさせていただきました。決算書の133ページから135ページにかけて記載をさせていただいております。

また、加えますと、決算書の157ページから159ページにかけまして、子育て世帯への臨時特別給付金でありますとか、蟹江町のひとり親世帯応援臨時特別給付金、さらには新生児への子育て臨時給付金、このようなものを支援措置として掲げさせていただき、当時、臨時休校措置に伴い家計急変のあった子育て世帯を中心に支援を行ったところでございます。

また、他の部署においても、保険料、保険税の減免等措置を行ってまいりました。

まだ、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、決算書の167ページに記載をさせていただきましたが、財源といたしましては、接種対策の負担金であるとか、体制確保の補助金であるとか、そして、地方創生の臨時交付金、そういった財源をフルに活用させていただき、臨時駐車場の造成でありますとか、プレハブの設置、さらには土足で上がっていただく会場の養生とか、ワクチン接種に向けた準備を進めることができました。

このように、財源等もフルに活用しましてワクチン接種等も行ってまいりましたが、5月26日からワクチン接種を開始し、現在では10月から11月の早い時期に、希望者全員の接種が終えられるよう全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

反省点については、接種完了後、また速やかに検証を行って、反省点多々ございます。その辺を含めて、また検証させていただき、進めてまいりたいと思っておりますし、感染症対策におきましては、公衆衛生の部門から地域経済まで、これも町全体で取り組んでいくことだと思っております。引き続き適切な支援が行えるよう努力を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、教育部門における昨年度の決算の捉え方についてお答えいたします。

先ほど議員からありましたように、例年実施しておりました修学旅行やキャンプ、運動会などの学校行事が予定どおり行えない年度となりました。また、教育委員会内で各部署が所管する事業につきましても実施できず中止となったもの、実施できても期間や回数を減らさざるを得なかったものが数多くありました。修学旅行やキャンプにつきましては日帰りで、運動会につきましては平日に、学年に分けて行うなど、できる形で行ってきました。いまだコロナの収束に至りませんが、今年度も昨年度と同様に、できる形を模索しながら行っていきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。

○5番 板倉浩幸君

はい、ありがとうございます。

今、それぞれの部門で今回の令和2年度の決算をどう捉えているのかということで質問したんですけれども、確かに170億円という歳入であって、歳出も特に民生が増えているのが報告書でも分かります。民生増えたのは、本当に10万円の定額給付金、これが一番大きいかなと思いますし、あと政策的にも協力金、事業者の支援、本当にいまだに緊急事態も出ており、事業者もお酒も提供できない状況で、本当に厳しい状況です。飲食店ばかり何か敵視されているようで、本当に何か、どうなんだということも思います。そういうところで事業者支援もありますし、プレミアム商品券もやったということで、その辺は評価できると思います。

あと、教育については、ちょっと何というの、修学旅行も本当にやめるんじゃないくて何とか日帰りできないかということで取り組んでくださったと思います。

当初、緊急事態が最初に、第1波の頃に学校も休校になり、厳しい状況が続いた中で今の現状があるんですけども、そこで、ちょっと今回、教育としてもそうですし、じゃ民生としてもどうだということで、前回9月議会で山岸さんが生理の貧困ということで質問したんですけども、これについてちょっとお伺いしていきたい、最終的にどんな方向でいるのか、ちょっとお伺いをしていきたいと思います。

山岸さんのほうからも町長に生理の貧困についての申し入れを行われたということで、あと新日本婦人の会の蟹江支部からも生理の貧困ということで、横江町長に申し入れを7月に行ったのかな、その中で生理の貧困をなくすために、トイレトペーパーと同じように、生活必需品として小中、蟹江町高校はないですけども、高の学校をはじめとした、まず、ここが重点で、公共施設全ての女子トイレに生理用品を無償設置するという申し入れを行いました。現時点で、この間、6月の代表質問で聞いたのか、そのときに、町長の答弁でも、避難所がないんですね、今。それ、僕も男性ですけども、本当に見落としがち、女性の立場に立ってみると、本当に見落としがちなところあったと思います。

今、現状、まず民生としてどう考えていくのか、あと教育、学校関係で、この生理の貧困をなくす、生理用品のトイレに置く、このことについて、最後に町長に申し入れしたということで、お伺いもしたいと思います。お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたように、6月の代表質問のときに、山岸議員からご質問がございました。そのときに、幹部会議の中で、私ども民生部、女性の管理職多いものですから、その中でもいろいろ議論をしたところでございます。今、板倉議員おっしゃいましたように、なかなか男性の視点では行き着かないところも多々ございまして、いろいろ議論を重ねたところでございます。

そんな中で、やはり役所のほうでなかなか手続きしてお渡しするというのは、お互い、何というんでしょう、気まずさといいますか、お申し出のしにくさとか、やっぱりそういった女性からのご意見もございました。

そんな中で、やはり今一番足りていないのは、避難所に備わっていない点であろうというところで、まず、避難所に備蓄していくのが極めて有効的な活用方法ではないかという結論になりまして、そこから今備蓄資材として購入が進んでいるところでございます。

私どもも子ども課のほうで児童扶養手当の受給者の方に、生理の貧困で困っていませんかというアンケートをさせていただいたところ、困っていらっしゃるという方は1割程度でございましたので、そこを含めて、まず災害備蓄からというふうの方針を決めて進めさせてい

ただいたところでございます。

以上でございます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、教育部における生理の貧困についてお答えいたします。

町立学校におきましては、企業などから寄付された生理用品を保健室に置き、児童・生徒が抱える不安や悩みを養護教諭などに相談することにつながっております。

また、小学校高学年以上が使用する女子トイレにナプキンディスペンサーを設置しまして、自由に受け取れることができるように努めております。今後は防災を含む福祉部門などと連携しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員からのご質問にお答えしたいと思います。

先般、山岸議員からもご質問いただきました。7月に新日本婦人の会だったかな、蟹江支部の方がおみえになって、林英子さんも一緒におみえになったというふうに記憶しておりますが、そこで、ご要望をいただきました。そのときに僕も知ったんですけども、いわゆる内閣府の地域女性活躍推進交付金だったかな、それを使ってという話も実はいただいたのもちゃんと覚えてございます。

それで今、各担当が、民生部で今総括して話をさせていただきましたし、教育委員会としても、この生理用品というのはなかなか男性も気がつかない部分がありますし、実際、名古屋市の方でも議員団の方が3月に申し入れをしたということも名古屋の市議会議員の方から聞いてございまして、今試験的に名古屋市立の学校に生理用品を置くという、そういう取り組みが始まっているようでありますので、我々といたしましても、取りあえず教育の場、そして災害の場所ということで、徐々に広げていきたいなというふうに今現在思っております。

全ての公共機関に置くということはなかなか難しいわけでありまして、できることから、先ほど言いましたように、できるところからスピード感を持って、すみません、遅きに失したかも分かりませんが、やりたいなということを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今、各部門から、民生と教育、また町長にお尋ねしてました。実際に、本当に男性そこまで気がつかないというのが町長を含めあったと思います。本当に災害現場で、避難所で、じゃいつ震災来るか分からない状況で、生理用品持って避難しませんよね。そういうことも含めて、まず、できるところからということで、まず、学校ですよ。そういうときに保健

室に行って生理来てしまいましたということもなかなか言いづらい子もいますので、その辺を含めて充実していただきたいと思います。

確かに国のほうも、そういう面で拡充、今、町長が見た交付金の拡充も、地域女性活躍推進交付金も、拡充もし、生理用品の無償配布という予算も増額してつけていますので、その辺もちょっと調べていただいて活用しながらやっていただきたいと思います。

それと、あと、この間教育次長とも話したんですけれども、本当に生理の貧困、確かに災害と分けて考えるというのもそうなんですけれども、実際に本当の意味で、貧困で生理用品が買えないのかなということもあるんですけれども、今、民間の団体も学生対象にオンラインでアンケート取ったら、25%が生理用品の購入に苦労したという回答もしていますし、節約のために交換回数も減らすという回答も、これ37%というアンケート結果にもなっていますので、こういうことも考えて、例えば学校でも何というの、小学校だと高学年ぐらいからかな、あと中学生、その辺の児童・生徒に、例えばアンケート取って、実際に苦労しているのかということも取り組んでいくのも学校ごとに、1つの方法かなと思いますので、それで現状を把握しながらやっていただきたいと思います。ちょっとその辺、最後に聞いて終わりたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

現状としましては、先ほどお答えさせてもらったとおりですので、今、議員からいいアドバイスをいただきましたので、検討しながら実情を把握するように努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、14ページから57ページまでの質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

先ほど総括的に歳入歳出についてお伺いをいたしました。

今回、特に歳入ということでお伺いするんですけれども、実際、令和2年度と前年度と比較しても町税、そこまで落ち込んでいないんですよ。これをどう考えていいのか、その辺をまずお伺いしたいんですけれども、去年の予算のときに、本当に厳しい状況になるということも予想しながら予算立てしたと思うんですけれども、前年度、その辺歳入、特に自主財源である歳入の町税について、それぞれ町県民税から固定資産税いろいろあるんですけれども、特に落ち込んでいるのが法人税だと思いますけれども、その辺、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問がございました令和2年度と令和元年度のの違いで、それほど落ち込んでいないという、新型コロナの影響で落ち込むということを想像されたかもしれないんですが、例えば個人の町民税ですと、課税の根拠となるのが令和元年度中ですね、令和元年の1月から12月までの所得に対して課税されます。ということで、コロナが令和2年の2月末ぐらいにコロナショックということでスタートしておりますので、個人町民税については新型コロナの影響は、令和2年度についてはまずありませんでした。

あと、法人町民税につきましては、コロナの影響は多少あるかもしれませんが、一番大きいのが令和元年10月に消費税が10%に引き上げられた際に、法人町民税が9.7%から6.0%に引き下げられました。令和元年10月以後の事業年度が開始する部分が影響しますので、実際に影響が出始めるのは令和2年度からということです。

法人町民税については、その税率の引き下げが一番大きな原因で下がったということでございます。

固定資産税につきましては、令和2年度は普通の、通常年といたしますか、評価替えの年ではございませんので、若干微増しているのかなと思います。

あと、軽自動車税につきましては、環境性能割というのが、これも令和元年の10月に初めて導入された、創設された制度でございますが、これにつきましては、令和2年度はまだ、今は臨時的軽減期間と言いまして、本来0%、1%、2%という3段階の環境性能割の税率があるんですが、今のところはまだ1%をそこから減額するという制度が今あります。これが令和3年12月末までございますので、実際に課税されているのは、0%、0%、1%ということとなっております。

その関係で、これは、令和元年度は多分、ちょっと今手元にあれなんですか、令和元年度は4カ月分しかございませんでしたので、10月分からで2カ月遅れで入ってくるので、4カ月分だけで、令和元年度は75万3,400円、令和2年度については1年分入っていますので、391万3,300円ということになっています。

あと、種別割につきましては、これは平成28年度に軽自動車税の税率が一斉に引き上げられまして、その影響がまだ続いております。と言いますのは、四輪自動車の旧税率の車がまだかなりございますので、その買い換えとかによりまして、新税率に切り替わることによって税収が毎年、まだまだ段階的に上がっている状態です。今年度は300万円ほど前年より上がっているという状況です。今年度でなく令和2年度ですね。

あと、町たばこ税につきましては、それほど増減はないんですが、これにつきましても、平成30年と令和2年、今年の令和3年のそれぞれ10月に増税がされます。1本当たり1円の増税がされるんですけども、増税されるたびに、たばこをやめられる方とかみえますし、加熱式に変えられる方もみえますので、そういった関係で、売り上げの本数は恐らく減って

いくんですが、税率が上がるものですから、恐らく現状維持ぐらい、あまり増減がないようなものです。

入湯税につきましては、前年と比較しますと、118万円ほど下がっておるんですけども、こちらにつきましては、尾張温泉の東海センター様が約5カ月半ぐらい休業しておりましたので、その影響が一番大きいと思っております。

全体的に見ますと、令和元年度と令和2年度とで、若干微減ということでございますけれども、新型コロナの影響が令和2年度はもろに直撃したという年度ではございませんでした。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それぞれの町民税から固定資産税から、最後に入湯税まで説明してくださいました。実際そうなんですよ。町民税の個人、特に前年度所得なんですよ。まだコロナになる前の所得で課税されてということで、実質影響が本当に出てくるのが令和3年度の決算ですよ、そこをどう今後捉えていくかということが本当に重要だと思います。

その中で、実際に令和2年度まで、令和元年の所得で令和2年度が決まるのか、そこで、令和元年はよかったけれども、特に個人事業主、また、サラリーマンもそうなんですけれども、令和2年度、本当に厳しくなったよ、でも、前年度所得で課税されて、本当に苦しくて払えないという、徴収の猶予だとかいろいろ制度があったんですけども、その辺について、じゃ実際に令和2年度について、その相談が増えたのか、多分増えていると思うんですけども、その理由としてはやっぱりコロナの影響だということで、何とか相談に乗ってほしいということで、その辺ちょっと相談、その辺増加している傾向について、どう考えているというか、どう分析していくのか、ちょっとお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

コロナの影響で相談が増えたかどうかということでございますが、相談はやはり、かなり増えました。徴収猶予という制度はもともと従来からありますけれども、新型コロナの特例ということで、徴収猶予の特例というのがございました。そちらのほうにつきましては、今の時期としては、その特例の時期は過ぎておりますけれども、まだまだコロナの影響は続いておまして、そういった相談は、当初よりは少ないんですが、若干ございます。徴収猶予の制度が今回の特例がかなり一気に広まったものですから、皆さん周知されたと思うんですけども、これを機会に従来の徴収猶予のご説明も相談のときにはさせていただいております。

従来の徴収猶予の制度が、かなりハードルが高い、いろいろ資料をそろえないといけないですとかございまして大変なんですけれども、そこら辺は、今、総務省からも通達が出ておまして、若干緩和とは言いませんけれども、何というんですか、そういうのは見てあげるようにというような通知が出ていましたので、その辺は緩やかなちょっと対応で今はやらさ

せていただいております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

やっぱり本当に、特に事業者や、何というの、給与取得者についても、本当、今厳しくて払えないということで、今、次長言ったみたいに、徴収猶予の特例があったんですよ。今なくなっちゃったんですよ。それを今後まだ、本当に厳しい状況がまだ続く可能性もあるし、コロナの特例じゃなくて、徴収猶予が今言ったように、本当にハードルが高いんですよ。災害とかいろいろ、その辺をもうちょっと融通利かせて、確かにコロナの特例のときも、提出する資料についても簡素化されて、国税もそうなんだけれども、なるべく通るように、本当にやってくださったと思います。

その辺、まだまだやっぱり収束する気配もあるのかな、ちょっと分からない、当初まだ2、3年、この辺、ウイズコロナも控えてかかるんじゃないとも言われていますので、その辺適度にちゃんと相談乗りながらやっていただきたいと思います。

もう一つ、この間相談あったのが、ちょっと住民課にも相談したんですけども、娘さんがコロナに感染してしまい、事業者の方なんですけれども、家族全員濃厚接触者になって、濃厚接触者ということで、保健所からの指導でPCR検査をやって、何とか家族感染まではいきませんでした。あそこ出てしまうと6名感染者になってしまうかな。そこで、でも保健所からの指導で、2週間外出控えてくださいと言われてたんですよ、保健所に。その期間、じゃ商売できませんよね。そういったときに、何とか助ける制度というのが、今、感染者についてはいろいろ、支援金とかいろいろあるんだけれども、濃厚接触者の支援がないんですよ。そういうときに、その人も本年度分の税金が2週間、3週間仕事休んでしまうと、8月分までは何とか納めたと言っていたんだけれども、今後、国保にしても、町県民税にしても厳しくなってしまう、払えるのかちょっと不安だということで相談にもりました。その辺というのはどう救済していくのか、猶予の特例がない状態で、何かその辺手だてってあるのでしょうか。ちょっとそれ最後に聞いて終わりたいと思います。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございましたが、2週間ご商売ができなくなって収入が減ったと。税の支払いについてのご相談ですので、例えば預金とか蓄えがあればそれで納付のほうはお願いしたいなと思います。全く何もない、もう本当に困ったという状態であればご相談に乗らせていただいて、分割納付ですとか、まだ、今のご相談ですと、8月分まで払われているということですので、まだ滞納の分はないと思いますので、今後税額を見て計画を例えば、もうちょっと分かりやすく、毎月幾らとか、そんな感じで払っていただくとか、そんな相談はできると思いますので、まずは本当に困ってみえるようであれば、一度税務課の徴収係のほうにご相談

談いただければと思います。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

2番 三浦でございます。

それでは、18款の寄付金についてご質問させていただきます。

ページは、決算書は48、49ページ、報告書は28ページをご覧ください。

今、ふるさとかにえ応援寄附金推進事業に関してご質問させていただきます。

令和元年度は126件で、令和2年度が324件と受注件数が増えております。金額に関しても、約1.6倍というふうが増えておりますが、ちなみに、具体的にこの件数が増えているんですけども、どのように増やしていったのか、そのあたりお聞かせいただければと思います。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございましたふるさと納税の件数の増に関してのところでございます。

令和2年度につきましては、令和元年度は件数が若干減ったというところがございますので、令和2年度につきましては、職員でいろいろ何ができるかというところを検討させていただきました。

まず、町内の事業者の方に個別という形でアポを取らせていただいて、ご協力をお願いしたり、制度の説明をお願いしたりというところを積極的に取り組んで行いました。その結果といたしまして、件数が189件で、金額が約180万円の増につながったというところがございます。まだまだ町内のほう業者ございますので、引き続きこのように努力して、少しでも金額を上げられるように努力していきたいなというところで今考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

はい、ありがとうございます。

あとは、今事業者の方、いっぱいお声がけしていると思うんですけども、あとは、ごめんなさい、この品目も26品目から70品目に増えたと思うんですが、どのような品目、種類は増えたのでしょうか、お願いします。

○総務課長 戸谷政司君

すみません、今ちょっと手元に細かな資料は持ち合わせておりませんが、町内の各事業者のほうを回らせていただいて、もともとある品物のみではなくて、食品とか、パン屋さんにパンをお願いしたりとか、ギョーザ屋さんにギョーザを出したりとかいう、いろいろなところの、各方面のところでお願いをしておったというところがございます。中には、現在やっただいてる事業者の中でも、さらに品目を増やしていただいてというところをやっておるところでございます。一概に、今まであったイチジクとか、柿とかいう主力であったものは引き続きやらせていただいて、さらに食品等、あとはそういったものを増やした

というところのものでございます。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

はい、ありがとうございます。

年々ふるさと納税を利用されている方も今増えているんですけども、やっぱりこれからもっともっと町外から応援してもらえるような品目を作っていくとか、生み出していかなければいけないと思いますが、何かこれから、これに注目して、ちょっと力入れていこうというか、何かそういったものがあれば教えていただければと思います。お願いします。

○総務課長 戸谷政司君

今ご質問ございました特に力を入れていくというような、品物に関しては現在あるものところでやっていくしかないというところがございますので、いかにホームページ等を充実させてやっていくかというところが主になってくるのかなと思います。

あとは、同じ品物でも個数、例えば10個で1万円だったものを5個で5,000円とかいうような形で、そういった形でも商品増やせて、寄付していただける方々が需要に合ったところで提供できるような形でやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

ご指名を受けておりませんが、三浦議員にお願いをいたしたいと思います。

先ほど私、黒川議員の質問の中で、ふるさと納税に言及をさせていただきました。まさに恒久財源になり得る税収であります。商工会、そして観光協会の皆様方にご協力をいただき、我々職員が足を使っていろいろお願いにまいりました。ご存じのように20品目、最初は、これでふるさと納税の返礼品が作れるだろうかという不安がいっぱいでありましたが、やっとここまで来ましたが、全国規模でいきますと、全くその品数の不足が顕著であります。

そういう意味で、やっぱり商業団体である商工会さんに、これからしっかりとお互いにタッグを組みながらご協力を願いたいということも、まさに、この場を借りて、商工会の青年部に在籍してみえます三浦さんにおかれましては、青年部の皆さんにもお声をかけていただき、品目を増やそうよと、やっぱり3桁ないと増えていかないそうです。これは全国いろいろなお話を見せていただいております。蟹江町に魅力がないということではなくて、あるんですが、その抽出方法がまだ分からないということで、今いろいろな手だてを使って、それぞれのポジションで、できればプロジェクトチームをつくってまでもやっていければありがたいのかなと、億単位の歳入を得ている自治体もあるわけであります。

ただし、このやり方がいいかどうかを僕は分かりません。返礼品合戦になってしまっても駄目ですが、最終的には地域の活性化につながるような、そんなふるさと納税制度であり続けられたいというふうに思っていますので、ぜひともよろしくお願いします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないですので、歳入を終わります。

ここで、消防長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、子ども課長の退席とふるさと振興課長、住民課長、安心安全課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

総務課長は席の移動をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(午前10時11分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

○議長 佐藤 茂君

歳出は款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、58ページから63ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、62ページから119ページまでの質疑を受けます。

○8番 飯田雅広君

8番 飯田です。

2点お願いします。

まず、1点目ですけれども、98、99ページの防災対策整備事業に関してお聞きします。

今回も寄付で、災害用のボート5艇寄付があったというような話を聞いておりますけれども、蟹江町やはり水の被害というのが一番心配されるところです。去年の9月議会だったと思いますけれども、伊藤議員からも、新しくできた警察署の2階のところにボートがつくというので、ここまで水が来る想定だろうというようなお話もあったと思うんですけれども、ですので、そのボート、災害用のボートというのは、今、蟹江町どれぐらいあって、どのように配備されているのか。また、この決算では買われていないと思うんですけれども、ちょっとその、どのような配備をしているのか教えてください。

もう1点、決算書の76から81ページの中の財産管理事務費にあります公共施設等総合計画策定業務委託料440万円ですけれども、ここの中に、旧老人福祉センターのことが載っているんですけれども、一応マネジメント方針としては、建物は解体、機能は廃止、管理方針は事後保全という形になっているんですけれども、この前の全協で、ここは貸すというような話をお聞きしました。

そうすると、総務部長にお聞きしたいんですけれども、一応方針としては、これ廃止という形になっているんですけれども、利活用するという事になったので、予防保全が事後保

全で大丈夫なんですか。この役場内の建てつけはどうなっているか分からないんですけども、この建物、たしか民生部から総務に管理が移っていると思うんですけども、これこのまままた、総務のままでいいのか、ふるさと振興課に移るんじゃないのかなというふうに思うんですけども、一応蟹江町のホームページ見ますと、まだ、この個別施設計画ではそのような記載のままになっているので、このあたりの建物、どのような形で管理していくのかお聞かせいただきたいのと。

これに併せて民生部長にお聞きしたいんですけども、たしか前お聞きしたところでは、泉人（せんと）のほうの駐車場が午前中と午後、それぞれ決まった時間で混むと、駐車場が足りなくなるというような話を聞きました。そこにイベントがあると、本当に駐車場手いっぱいだと困ると。できれば、この旧老人福祉センターを解体するということですので、駐車場で使いたいというような要望をしているというような話をお聞きしているんですけども、それは変わらないでよかったのか、ちょっとお聞かせいただきたいのと。

最後に、政策推進室長にお聞きしたいんですけども、まず、この取り壊すという建物を利活用して、キャッシュが入ってくるということは本当に素晴らしいことだと思います。この計画見ると、取り壊すのに3,000万円ぐらいかかるということで、本来ですと、壊したかったんだけど、JRの橋上化の関係もあって財源的に厳しいので先送りしている、そろそろそれを壊すかどうかという時期になっているところで、今貸すという話になっていますので、貸すとなると、先ほども言ったとおり、事後保全では危ないですよ、管理上。確か民法の第606条だったと思うんですけども、貸主の、確か修繕とかの義務を負っているはずですので、このあたり具体的に、その修繕に関してどのように考えているのかお聞きしたいのと。

先ほど民生部長と総務部長にはお聞きしたんですけども、その建物のそういった管理とか、民生部長そういった要望出しているというふうに多分お答えいただけると思うので、そのあたりの、民生部だったり総務部と、どのような調整されたのか教えてください。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいま救命ボートについてのご質問についてお答えいたします。

本年度、松屋株式会社から5艇の救命ボートの寄贈を頂きました。このボートに関しましては、手こぎ用の6人乗りでございます。主な使用用途といたしましては、人命救助用等に使用させていただきたいと思っております。残りの8艇でございますが、こちらは10年以上耐用年数が過ぎたものでございまして、人命救助には使用が向いておりません。よって、物資搬送、こういったものに使用する予定でございます。

以上でございます。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから個別施設計画の旧老人福祉センターの位置づけ等についてのご質問に

お答えをいたします。

今年の3月に、蟹江町の公共施設個別施設計画を策定させていただきました。この計画というのは、3年間それぞれの公共施設の現況をいろいろ調べまして、最終的に方針を決定したところの個別の施設計画でございます。

そういった中で、議員ご指摘の計画の中に管理方針及びマネジメント方針一覧というのがございます。その中に管理方針の部分のところでは事後保全という扱いに旧老人福祉センターはなっております。この事後保全というのは、その劣化とか、人にちょっと危険が出た場合、異常等が確認された段階で改修を行うような管理を事後保全という位置づけでしているものでございます。

したがって、長寿命化を図らない施設というところの位置づけです。ほかに、事後保全の部類といたしましては、車庫とか倉庫、それから、いろいろ管理事務所等が事後保全という扱いになっております。保育所とか学校、子どもさんたちがいろいろご利用される場所、利用者数が多い施設については、予防保全型管理という位置づけで長寿命化を進め、計画的に進めていくというような位置づけでございます。

議員ご指摘の事後保全の位置づけでもって旧老人福祉センターを施設として位置づけをしておるんですけれども、その建物の管理をどうしていくかということのご質問でございますけれども、一応そういった劣化度調査も、この旧老人福祉センターはやってございませぬけれども、躯体がRCというところで、文科省の学校関係の、教育関係の耐用年数が47年というところの確か指針があったと思います。少なくとも、すぐに47年来て壊れるということじゃなくて、具体的には50年以上はもつだろうというところの、そういった減価償却のところの年数というのはございますけれども、そういうことも含めて、旧老人福祉センター30年ほどたっておるんですけれども、三十四、五年だと思っておりますけれども、そういった建物の躯体そのものは特にすぐに壊れるというところの影響はないというところの見方をしておるというところでございます。

この個別の施設計画のところの具体的な方向性ということで、解体、そして廃止をするんですけれども、その間、当該施設の活用を検討するというところの方向性を持っております。町の方向として、これを担当課のほうからそういった話がありまして、そういうふうに使っていくということでございますので、先ほどのところの計画はそういう位置づけになっておるんですけれども、実際のところは、現状としては、総務の担当課としては町の方針に沿ってやっていくというところでございます。

以上でございます。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、駐車場の件につきまして、少し過去の経緯から答弁をさせていただきたいと思っております。

平成30年10月1日に、多世代交流施設泉人（せんと）がオープンいたしました。今後、老人福祉センター本館をどうしていこうという議論になりまして、町内でプロジェクトチームを設けまして、私ども民生部のほうで事務局を仰せつかりましていろいろ動いたところがございます。本館利用に当たっては、例えばボランティアセンターとして機能したらどうだ、そんなこともありましたし、体育館の分館を生き生きスポーツクラブさんが運営に携わっていただいているので、例えば本館を利用して高齢者の方にも体操教室やってもらったらどうだろう、そんなことも言われましたし、アンケートもやらせてもらったり、いろいろ問い合わせをさせていただいたんですけれども、結局、ご要望はございませんでした。施設そのものは57年の耐震をクリアしておりますので、しばらくは使えるという前提でそのような動きをしたところがございます。

プロジェクトの結論といたしましては、やっぱり一時的な再利用をするのではなくて、ランニングコストを考えると、やはり解体撤去するのが妥当な判断であろうという結論となりました。私ども事務局といたしましては、所管替えをするに当たりまして、やはり多世代交流施設泉人（せんと）の駐車場が逼迫しておりましたので、ただし書きではございますけれども、駐車場が逼迫している状態や施設を空けたまま維持していくのはいかがなものかということで、取り壊しについては慎重なご判断をお願いしたいという旨の意見書を添えて、平成31年3月に総務課のほうへ行政財産の用途廃止の引継書を提出されて、総務課のほうに普通財産として移管されていったというふうに思っております。

そのときといたしましては、やはり泉人（せんと）の駐車場利用はあるので、希望したい旨は申し添えさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○政策推進室長 黒川静一君

2点ご質問いただきました。

まず、1点目の修繕等をどういうふう考えているかということなんですけれども、今後、実際に進めていくなれば、プロポーを実施しながら、借りる業者があるかどうかというのを公表しながら、あればお貸しするというような、そんな状況になっていくかと思えます。

その仕様書の中で、業者にも現在の状況を説明しながら、それでも借りるのがよいかどうかということを仕様書の中で訴えながら、それでも借りるというような場合にお貸しすると。仮に、借りる場合でも、ちょっとこういうような現状ですので、自分たちの事業所のほうで改修が必要であれば事業所のほうで改修をしていただくと、そういうようなことで修繕等を進めていきたいと思えます。

2点目の各部等の要望といたしますか、の関係ですけれども、先ほど民生部長も話がありましたけれども、打ち合わせ等も実施をさせていただきながら、民生部のほうの要望も伺っております。そんな中で、実施を仮にするのであれば、事業者に仮に決まるとすると、事業

者に使っていただける駐車場の数を最小限に抑えながら、それ以上また必要な場合には、事業者が自分たちで別の駐車場を借りていただいて、対応していただくというようなことも含めて今調整をしておるような状況でございます。

以上です。

○8番 飯田雅広君

ボートに関しましては、人が乗れるものが結局今5艇しかないということですので、災害の規模によって、やっぱりもっと必要なというふうには思います。

そういう意味では、町長、毎年のことですけれども、連合愛知のほうの、地協のほうの政策要望のところで、多分ボートまた出るかもしれませんので、また今年度もよろしくお願ひします。

ですので、やはりちょっともう少し増やしていただきたいというふうに、この前連合愛知の地協の会議でもちょっと話がありましたので、またご検討いただきたいなと思います。

旧老人福祉センターに関しましては、本当に壊すものがキャッシュを生むということは本当にすばらしいことですが、ちょっと管理のほうが大丈夫かなという心配はしておりますので、何かしらの瑕疵があつて、キャッシュ生むはずが、逆に損害賠償をして出ていかなければいけないというふうになると本当に意味がないと思いますので、ちょっとそのところを心配をしてお聞きしました。

あと、その泉人（せんと）の駐車場に関しましては、今コロナですのであまり目立っていないと思うんですけども、例えばにこにこママのフェスタが、もしあそこでやった場合だったら、本当に多分ぱんぱんになって、ふだん利用されている方が本当に困ることになるかなというふうに思いますので、そのあたり、うまいことの活用していただきながらやっていただきたいなというふうに思いますので、各課としっかり連携取ってやっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

ページ数でいくと、ちょっと2点お伺ひいたします。

まず、1点目として、83ページの平和祈念事業についてお伺ひをいたします。

実績報告書でも詳しく書いてあります。コロナ禍の関係で昨年、本年度も中止になってしまったということで、平和記念式典、中学校の派遣を10名毎年していました。その後、リレー形式で、平和リレートーク、映画を見たときもありますけれども、リレートークが今平和記念式典終わってから中学校のそれぞれ行った子がリレートークするという形で、大変これいい事業だったんですけども、昨年に続き今年度もなかったんですね。

その意味で、今回平和祈念事業、非核宣言の負担金2万円だけの計上になっているんです

よ。実際にじゃ、確かに図書館で原爆パネルの写真展行ったということもあるんですけども、じゃ、ほかに何か平和事業について取り組むことができなかつたのか、1年に一遍、中学生も本当に1年に一遍ということで、行きたかつた子が行けなかつたということもあるんですけども、その辺をちょっと整理してお伺いしたいと思います。

これ教育事業としても、平和教育大切だと思いますので、その辺、教育長でもいいし、次長でもよろしいですので、平和教育について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

2点目として、ページ数でいくと99ページ、防災対策整備事業、ちょっと決算的にないから聞くんですけども、前回9月議会のときに石原議員が聞いた避難所についてなんですけれども、ペットの関係質問してくれました。今、結構高齢者も含めてペットを飼っている、犬、猫、取りあえず飼っている家庭、世帯も多いんですけども、その中で、もう1回答弁が重複、答弁が重なると思いますけれども、もうちょっと整理して、その避難所のペットを、ペットを飼っている世帯が避難する場合に、どんな対策を取っていくのか、結構今この9月の時期になって、これから台風もいって避難するときに猫飼っているとか、犬飼っている、ワンちゃん飼っているとか、結構いて、私、この犬、猫どうしたらいいのかなと結構相談もありますので、ぜひとも、また重複するかとも思いますけれども、お願いいたします。この2点お願いします。

○政策推進課長 丹羽修治君

1点目の平和祈念事業についてご説明させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、今回は、昨年度ですね、派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の状況と派遣する生徒の健康と安全面を考慮し中止させていただいたところで

す。また、併せてリレートークについても同様に中止ということで、なかなか平和事業ができない状況ではあったんですけども、昨年度は、それでもやはり蟹江町として平和の尊さというのを伝えていかなければいけないということで、昨年は広報のほうで、8月号で、平和祈念特集のほうを組ませていただきました。その中で、蟹江町における戦争体験者の方に直接インタビューさせていただいて、生の声、また蟹江町の当時の状況というのを教えていただき、また、それを広報のほうに載せ、住民への平和の尊さ、また戦争の悲惨さというのを伝える機会とさせていただいたところです。

今年度もまた同様に中止になってしまいますので、今後はコロナ禍でありますけれども、それでも何か啓発できる事業というのをまた検討していきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上となります。

○教育長 石垣武雄君

次長がちょっとおりませんので、私のほうが答弁させていただきます。

平和教育ということで、学校では授業で歴史の学習を学ぶ中で、併せながら平和教育を行って行くということでもあります。

そしてまた、先ほど室長が申し上げたとおり、蟹江町では平和記念式典に参加をしております。中学校は5名ずつで10名ですね、そして引率の先生も含めまして出かけており、先ほどちょっとリレートークとかいろいろお話があったんですが、学校は代表の子が行ったということで、体育館で、その経験したことを発表しながら、平和の尊さ、そういうものも訴えながら一緒に考える場面を行っておりました。ただ、去年は残念ながら行けませんでしたので、その事業をちょっとできませんでした。

また、今年もそうですが、こういった状況が続くようであれば、また政策とも相談しながら、学校は学校でやっているんですけども、そういう町の事業とも兼ね合わせしながら平和教育を進めていけたらというふうに思っております。

以上です。

○安心安全課長 綾部 健君

避難所にペットを連れてくることについてお答えいたします。

蟹江町では、避難所運営マニュアルを定めておりまして、避難所にペットを同伴させる場合は、ペット登録台帳に記載いただき、避難所での飼育に対する注意事項に基づいて、飼い主の責任において飼育していただくこととなります。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

最初に質問した平和事業、本当、なかなか平和記念式典に毎年どんどん行く生徒、学校もどんどんやめていっている自治体もあって、そんな中でずっと蟹江町やったださっています。

確かに、その後、リレートークもしながら、また、学校でも代表者の発表会みたいなことをやっているんですよ。確かに、広報の8月号、僕も読ませていただいたんですけども、あれはあれで確かにいい、何かできないかと思って考えたんですよ。あれも1つの方法だし、また、今年も行けないということで、じゃ、もうちょっと何かほかにはできないか、悲惨さはやっぱり伝えていくということが必要だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、ペットの避難についてです。これ今、運営マニュアルに沿ってということなんですけれども、じゃ実際にペットを連れて避難をするときに、ペットを連れて避難できるのか、それは避難者同士で了解を取ってというのはあると思うんですけども、なかなか厳しいと思うんですよ。猫はそんなに大きさ、そんな変わらないけれども、犬だと大型犬から超大型犬から小型犬までいろいろあって、結構僕も超大型犬2頭飼っているんですけども、本当に、この犬連れて避難できるのというのがあります。もう少しその辺に災害になったときに、ペッ

トを連れて避難できる方法というのは、この間石原君の答弁でも、民間団体もありますということを言っていたんだけど、それってどんな団体なのか、もうちょっとお願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいま避難所でペットが飼育できない場合のご質問についてお答えいたします。

避難所でペットの飼育が困難な場合の救済措置、こういった措置に対しましては、動物救援本部、こういう団体がございます。この団体は、阪神・淡路大震災を契機に、被災地におけるペットの保護を目的として設立された民間団体でございます。どうしても避難所でペットが飼育できない場合、例えば夜中にほえたりとか、人に危害を加える、こういった場合におきましては、この団体に救援を求めることとなります。この団体は、支援内容といたしましては、例えばペットフードの提供、それから治療、一時預かり、里親探し、こういった手配を行っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、ペットとの避難所について聞いているんですけども、動物救援団体が、民間の団体ですよ。そこへ避難指示が出た場合に連絡を取ってやり取りするの。そうなってくると、なかなかその地域も避難命令が出ている可能性もありますよね。なかなか難しいと思うんですよ。そうなってくると、避難するのをやめよう、自宅で一緒にいようか、ほとんど家族同様にみんな飼って、町長も分かると思うんですよ、犬飼っていたから。今もいたっけ、亡くなったよね。

そういうことで、家族同様に飼っているんですよ。それで、震災あったときに、そういうところの団体に、今だとペットフードとか、里親探し、じゃなくて、一時的に預かることも多分できると思うんですけども、そこも壊滅したときに、じゃ、いざどうするんだ。課題だと思うんですよ、やっぱり。これだけペットを皆さん飼っていますので、もうちょっと具体的に何か取り組みを考え、ペットと一緒に飼っている人だけで避難所つくるというのも難しいかもしれないけれども、どうなんですかね、ちょっとその辺、再度聞いて、副町長的にも考えがあるのか、ないか、はい、すみませんけれども。

○副町長 河瀬広幸君

板倉議員のほうから、避難所におけるペットの対応です。正直言って、発災したときに、救援本部にやるのは難しいと思います。それ事後の話であって、ひとまずは避難所のほうにどうやってペットを収容するかが課題であります。やっぱり避難所というのは大勢の方がおみえになるので、ペットを好きな方もおられれば、そうでない方もおられる、その方たちも1つのスペースに収容が可能かどうか等がありますので、避難所としては、できれば別のペットの係留場所とか、いろいろなことをやりつつ、これから考えていかなければいかん課題

だなど思っています。

やっぱりこれだけ大勢の方がペットを飼われると、猫、それから犬、その他の動物もごさいますので、今、うちのほうに、私も犬を飼っておりまして家族同様の扱いしております。もし被災があった場合は、当然ペットを連れて避難所に行くと思いますので、そういう方たちのお気持ちも踏まえて避難所対策を、主体は各町内会になりますので、当然物理的な話は我々のほうでしっかりと指導しながら、そういうスペースも取れるかどうかの検討も踏まえて対応を行っていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

112ページの町長選挙について、選管にお聞きをしたいと思っております。

今年3月に町長選挙が行われまして、現職の横江町長と、そしてまた、現職の町会議員が辞職をされて町長候補として新人で出られました。投票率もやっぱり35.51%という非常に低い投票率でありまして、僕いつも投票率のことを言うですけども、なかなか投票率は上がらない。今回現職と新人さんも、現職の議員が辞職してまで出たということで、結構盛り上がるのではないかなと思ったんですけども、案の定やっぱり町長はあまりにも強過ぎて、一方的な数字が出てしまったというふうに思っております。

そこで、今回新人さんと現職という構図になったわけですけども、その新人さんのほうに、商工会長という名前で、商工会長、名前は言ってもいいんですかね、今名前変わっておりますが、その当時、商工会長の成田さんが商工会長であったんですけども、商工会長成田という名前で、その新人さんのほうの応援ビラですね、そこに名前を入れてしまったわけですね。商工会長と言えば皆さんも分かってみえると思うんですけども、公平・中立の立場でおらなければいかん、そういう立場の方が、相手、新人の候補だけに、その商工会長成田ということで、激ビラの中に入れたわけですね。それは問題になりまして、確か2月だったと思います。まだ選挙始まる前ですけども、そのときに、臨時の理事会を開きまして、商工会の臨時の理事会を開きまして、当時、新人さんもまだ商工会の理事でありましたので、同席されておりました。

私もそのときの成田会長には、こういうことをやっていけないし、やはり辞職すべきだということもはっきり申し上げました。文書につきましては、新人の方がおみえでしたので、皆さんの前で、そのビラの撤回とおわび状を入れてくれということをお願いしたところ、本人さんも了解をいただきまして、すぐやりますということで話は終わったんですけども、結局、選挙が終わるまで、その訂正、おわび状は出てきませんでした。

そうこうしておることで、5月に商工会の総代の選挙、総代会でそういうことがありまして、成田さんの気持ちとしては外圧、いろいろな県商工会からとか、町からとか、そういういろいろ言っておみえになりましたけれども、総会では辞めるということで、新しく今度副

会長の方が会長になりました。その副会長の方は、今度大笹さんという方ですけれども、大笹さんが会長になりまして、これで1件落着かなと思っておりまして、先日9月の何日でしたか、また問題が起きたということで理事会を開きました。

どういふことかと言いますと、今度新しくなられた大笹会長が、私になったことについて、いろいろな外圧があると、精神的にもやっていけない、どうしても私は会長という職はやれないということをおっしゃいました。私も理事の1人でありますので、そんな外圧に屈することはない、辞める必要はないからやってくれと、会員の皆さんもお願いしたわけですけれども、結局、どうしてもやらんということで臨時の総代会を開きまして、また今度新しい、現、今は吉田会長になったわけですけれども、吉田会長に代わったわけです。

そこで何が言いたいと言いますと、最初の成田会長が辞めさせられたんだね、自分から辞めたと思います、ああいうことがあって。それは新人候補さんの後援会のビラですか、そこに商工会長成田ということを書いたことは絶対これはいかんことです。ですから、辞めなければいかんですね。辞められた。

次、総代会できちっと大笹会長を任命して満場一致で決まったわけですけれども、それから大笹会長には誰ともなく外圧がばんばんかかったわけですね。1つの理由として、前の成田会長は新人さんの候補者を、そして名前も出して応援しておったと。じゃ次、今度大笹君、あなたは何だ、現職の町長やとったじゃないかという外圧も1つ入ってきとったわけですね。それだけではありません、いろいろとあったと聞いております。

そうこうして、やはりどうしてもできないと、前大笹会長もできないということ、1人の商工会の会員として、1人の商工会長を守れんのは本当に寂しかったです。どうしても、そんなことで辞めてもらうのは僕としても不本意ではありましたがけれども、本人いわく、精神的にどうしてもいかん、人の言うことも信じられないというようなことを言われて、臨時の総代会では新しく吉田会長という方に代わったわけです。

そこで、選管にお聞きをするんですけれども、いろいろな会長があります、今回は商工会長の話ですけれども、社会福祉協議会とかいろいろな会長という名目がありますけれども、そういう方を選挙に対していろいろ聞いておりますよ。町長選挙もそうですし、町会議員の選挙もそうです。どの程度まで立ち入っていいのか、そのところをやっぱりはっきりしていかんと、また今度の会長が困るんですよ。

例えば、町長選挙終わりました、今度町会議員選挙になると思うんですけれども、蟹江町の中ですよ、蟹江町の商工会ですから。そこの誰かの応援弁士として立つとか、商工会長の名目で何かしゃべるとか、挨拶をするとか、終わってから挨拶をするとか、ましてや後援会の中の1人に入るとか、そういうことは許されるのか、どの範囲まで今の蟹江町の商工会並びにほかの会長いろいろあると思いますけれども、どの程度までなら許されるのか、ちょっとお伺いします。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問いただきました選挙管理委員会宛てのご質問でございます。総務課長の私が選挙管理委員会の書記長をやらせていただいておりますので、ご答弁させていただきます。

まず、議員おっしゃられました、いろいろな団体の長がどこまでやってもいいのかというようなところがございますけれども、基本的に選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法に基づいて、選挙を適正に執行する機関でございます。そういうときに何かあったような事案につきましては、当然警察のほうに、こういう事案がありましたということはご報告をさせていただきます、取り締まりのほうは全て警察のほうがされるというような状況でございます。

今回ご質問ございました商工会とか、社会福祉協議会、それぞれでいろいろな定款や規則等をお持ちでございますので、その中に抵触しない程度であればいいというところの見解しか申し上げにくいのかなというところがございます。

例えば、商工会の会長がここまではやっていいよということを選管のほうで判断はできないというところがございますので、個々の団体のほうのそういう規約や定款に基づいて活動していただくというのが基本になってくるというところがございます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

そうすると、各団体の定款によって決めてくれと。例えば、商工会なんか僕定款見たことないで分らんですけれども、そういうことが大丈夫であれば別に問題はなかったわけですね。そうすると、片方の、今回3月の話ですよ。新人さんと現職さんおって、新人さんのほうに商工会長成田というふうな名前をぼんと入れても、これは別に商工会として問題がないならないで事は済むわけですね。定款を僕も見えていないと、定款にがんと書いてあるかもしれんし分らんですよ。済むわけですね、これ。そういう理解でこれからもやっていけばいいわけでしょう。定款をきちっと見させてもらわないかなかな……

(発言する声あり)

これ、ちょっと止めてしまうと、僕1回消えてしまうもので……

(発言する声あり)

ちょっと待ってください、止めてしまうと、僕消えて、もう1回、もう一つの、今ちょうど言われたんですけども、もう一例あるんですよ。これは老夫婦なんですけれども、ご主人さんは投票された、普通に。普通にといいますか、奥様は今入院してみえる、奥様は入院してみえる。その入院施設では投票ができないんですわ。けれども、出てきて投票することもできんもんですから、せっかくの1票です、これ。大事な1票ですもんね。

だから、どうしても投票させたいということで、たまたま代理の方、たまたま、どういう形でその方は行かれたか知らんですよ。違う方に、その投票用紙を持たせて、当日、投票に

行かしたわけですね。だけれども、そこで投票する前に分かってしまって、これ違いますよと言われて、それはどうやって分かったか知らんですけれども、違う人を立てたの、違いますよと言われて帰ってみえたわけですよ。

間違いなく、それはいかんですよ、不正ですよ。投票しとらんにしても未遂ですね、代理の投票なんて許されんもんね、日本の投票で。それで、帰されて、いかんことだわ。そうすると選管も当然そういう事実が分かれば、警察のほうに、今言われた、いろいろな不正があれば警察のほうへ行って、警察で判断するという話でしたけれども、そうしたら、警察は県警まで来て、家宅捜索をされたと、その方おっしゃることですよ。家宅捜索がされた。私はただ、どうしても1票捨てるのもったいないから代理の方に行ってもらって投票させたかった。ただ、それだけの気持ちでやってただけなのに、どうしてそんな家宅捜索の令状まで取って、令状取ろうと思ったら裁判所ですよ、これは。裁判所から令状が下りるんですよ。取って家宅捜索もされた。結局何も別になかった。

蟹江町は、不正投票、ただ未遂ですね、これも。それをするだけで、それだけの大がかりなことになるんですか、教えてください。

○総務課長 戸谷政司君

ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。

選挙管理委員会といたしましては、今回あった事実について警察のほうに、こういう事案があったというところでご報告は上げさせていただいております。

選挙管理委員会といたしましては、選挙のたびに警察のほうにいつも選挙期間中にいろいろなことがあった場合には、よろしく願いますということを事前をお願いをしに行っておるといところがございますので、例えば、ポスターの掲示とか、そういったもので住民の方々から、こういう情報をもらったときには、逐一警察のほうに、こういう情報をもらいましたということで上げさせていただいております。

今回の成り済ましというか、代わりの方が行かれてというところに関しても、入場券の裏にも、本人以外の方の投票はできませんということはしっかり明記をさせていただいております。こちらについては基本的に、そういうことは基本的に、一般的に周知されておるといところのものと認識しておりましたので、こういう事実があったということは警察のほうに報告をさせていただきました。

その後の警察の動きについては、蟹江町の選挙管理委員会としては、いろいろな聞き取りはされましたけれども、特にこういうことがあったから逮捕してくださいとか、検挙してくださいというようなことは一切申し上げておりませんので、内容については警察のほうの判断で動かれたというところがございますので、町としては何とも言い難いところの事案でございます。

以上でございます。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

先ほど商工会長というお話もございましたので、その点につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

さきの6月議会の中で経過報告等もさせていただきましたが、先日のその商工会の事案につきましては、これは商工会の定款ではなく、商工会法という元の法律の中で、商工会という団体は中立でなければならないという規定に抵触するというおそれがかなり高かったということで、いろいろな議論が沸き起こったものだというふうに捉えております。

そんな中で、いわゆるその地位を利用するということで、商工会長さんが個人として振る舞ってみえる範囲の中では許されるものがあると思うんですけども、蟹江町商工会長というその肩書を持って選挙運動、候補者の支援に回ったということが商工会という団体全てがそこに動いたというふうに理解されかねないというところで起きた問題ということで、これについてはきちっと振り返りがされ、皆さんで共有がされ、今後の教訓にしていくということで、一定の結果報告をいただいておりますので、商工会長さんについては、そんな状況であるということでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○副町長 河瀬広幸君

選挙に関しての話は、私どもも決算書のページを見ても分かりますように、商工会については多額な補助金を出しております。例えば、県と町と合わせて、約4,000万円ぐらい出ていましたかな、これは商工会の人件費を私どもで負担しておりますので、当然商工会については、きちっと私どもの商工業育成のために指導、監督する立場があると思います。

ただ、選挙に関しては、今、ふるさと振興課長が申しましたように、当然これは商工会法にのっとって活動すべきであるものを少し逸脱した行為をされたんで、町としては、それはいけないということで、事務局含めて指導させていただきました。その後の例えば理事会、評議員会等につきましては、私どもはこう考えておりますが、中身については一切関与しておりませんし、ただただ私も町長も願うのは、蟹江町の商工業者のために、しっかりとやっぱり立て直しをしていただいて、これから身近にも商品券も待っております。いろいろな形でコロナの影響を受けていますので、できれば私どもと一体になって、これからの商工業者の方のためにやっていきたいと思っておりますので、課長申したように、1つのこれは教訓として、商工会組織全体の問題と捉えていただいて、以後、こんなことがないように、重々留意をしていきたいと思っておりますのが、まず1点。

それと、2点目のあの事件につきましては、選挙管理委員会の中で書記長が申しましたように、やっぱりポスター等含めて全て警察のほうには報告しております。ただ、その案件については、我々は検挙を判断するあれではございません。あくまでも事実行為を報告して、その中で警察がきちんと判断し、そういう手続きにのっとってされますので、私どもについては、それ以上でも、それ以下でもございません。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

よく分かりました。商工会については、今、北條さん言われたとおりだと思いますね。活字に出てしまったものですから、今言われた本人が動く、動かんという問題ではないと思うんで、活字にきちっと商工会長成田というふうには新人さんの議員のほうに、候補者のほうに出てしまったということは、もう絶対何ともならんことでもありますから、これは商工会としてもきちっと対応しないかんし、一例、今、2つちょっと事例を出させていただいたんですけども、いずれにしても、警察の対応ですわね、警察の対応がどうであったかよく分かんないんですけども、蟹江町としてはそれ以上でも、それ以下でもないという、今副町長のお話でしたので、今回の答弁がよく我々商工会の理事として頭の中に入れて、これから商工会を見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

答弁求められておりませんが、ちょっと訂正をしていただきたい部分があります、議事録に載ってしまいますので。

商工会の理事会、総代会の中身につきましては一切町は関与してございません。立場もそうでありますし、今の選挙管理委員会の担当、副町長からもお話がありましたように、事実こうでございます。

それで、今、議員からの発言の中で、町からも云々というような話が今あったように聞いておりますが、町からは一切理事会、総代会に関しての意見を述べておりませんし、一切発言もしてございません。それだけは消去願わなければ、我々としても一切商工会のやることに関しては、これは民意でありますので、先ほど言いましたように、皆さんの税金を商工会に投入し、皆さんと一緒に町を盛り上げていくという気持ちは全く変わってございませんので、決して理事会、総代会に意見を挟むなんていうことは今までしたこともございませんし、これからもするつもりはございませんので、それだけ、これ消去していただければありがたいというふうに思っておりますが、間違いでしたら、それはそれで結構であります。

○6番 黒川勝好君

別に商工会の理事会とか総代会とか、その中の言葉を挟んだということを僕は申し上げたつもりはございません。ただ、個々の話として前々成田会長、前大笹会長、その辺のお話を聞く総括的な話の中に、そういう話が出てきたということを申し上げたんであって、別に理事会とか総代会の話を町が口挟むとか、そんなことは、僕は言ったつもりございません。個人の話として出させていただいたものです。

○11番 吉田正昭君

時間も来ておりますので、暫時休憩していただいて、その後、すみません、質問したいと思っております。お願いします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

じゃ、20分から開始します。

(午前11時08分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き総務費を行います。

(午前11時20分)

○11番 吉田正昭君

少しお聞きしたいということで、簡単なことなんですけど、77ページの財産管理事務費の一番下の簡易専用水道管理検査料1万8,700円ですが、この内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございましたこちらにつきましては、水道の検査でございます。こちらのほうにつきましては、一般社団法人の愛知県薬剤師会のほうに依頼をさせていただいて、要は水質の、水道管に入っている水質の検査等に係るところのものでございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

これは水道管の水質検査ということですが、簡易専用水道とあるもので、実は井戸があるじゃないですか、井戸が。あれの関係かなとちょっと探っておったんですが、実はどういふんですか、私の住んでいる舟入のところで、井戸を持っているのがあって、地下水が今上がってきておるもので、自噴して溢れ出ているというような状況なんですよ。

それで、ちょっと水道のほうを見たんですけども、なかったもので、ちょっと聞こうかなと思ったんですが、そんなようなことで、今蟹江町、たしか簡易水道のために使っていた井戸が残っているような気がするんですが、もうあれでしたから、水道で答えていただいてもいいんですかね。

そんなようなことで、この件に関して、またどんな形でもいいもので、ちょっと教えていただければいいかなと思うんですが。

○総務課長 戸谷政司君

町で管理している井戸ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

ちょっと今ないので、一度調べてまたご報告させていただきたいと思います。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

89ページ、まちづくり推進交付金について、これは18万2,400円ということで、かなり少

ない額になっています。実績報告書の33ページ見ると、新型コロナウイルスの影響によりということで少なかったということで、町内会で2件使われただけということですが、今年度についてはどんな状況か、それから、これからの今年度中の見込みですね、細かい数字はいいんですけども、状況をちょっとお願いします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

まちづくり交付金につきましてですが、こちらにつきましては、今年度もご承知のとおり、コロナの影響で各地域の盆踊り、お祭り等の事業が全て今中止という状況になっておりますので、大体似た状況になるかと思えます。

昨年は大海用さんのほうが唯一お祭りをやられ、新屋敷の町内会のほうが花壇の花植え活動をされたということで、この2件ということで、例年ですと学区単位で350万円ほど、町内会単位で130万円、合わせて480万円ほどのご活用があるんですが、今年度も現時点ではほぼゼロというような状況になっておりますので、よろしくをお願いします。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

いろいろな町内会長さんとか、各種団体、組織の関係者、役員さんの話聞くと、2年続けてこういう中止の状況に追い込まれると、去年からの引き継ぎもない、それから、今年から次に引き継ぐ内容もない、非常に不安だというふうに漏らされる声をたくさん聞きます。

ですので、次年度に向けても、ぜひとも予算をしっかり確保していただいて、できれば増額とか、そういうことで、何というんですか、不安を抱えておられるので、後方支援というか、勇気を、勇気づけてあげて、よし、こんだけ予算つけてくれるならちょっと頑張ってみようかとかというふうな働きかけをしていただけるといいかなと思っています。

やっぱり、もうノウハウも受け継がれていない、どうやっていいのか分からない、じゃもう、2年なしでよかったんだから、辞めてもいいんじゃないかとかという空気も感じられるんですね。ですので、やっぱりそれはちょっとまずいなと思うので、ぜひとも、その後方支援のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

貴重なご進言ありがとうございます。本当に町としましても、この事業につきましては、各地域の中で単なるお祭り事業の支援ではなく、地域のコミュニティを形成する支援、そしてまた、有事に備えて日頃から隣近所の顔を知っていただくという意味で、とても大事な用途の交付金だというふうに理解しております。

そんな趣旨でもって来年度もきちっと今ある予算額を確保していく方針にありますので、ぜひコロナ禍が落ち着いたところには無理なく皆さんに事業をしっかりとこれからも継続していただきたいという思いですので、その辺の旨がまた囑託員会議等でご伝達いただけるようにさせていただきたいと思えますので、どうぞご活用よろしくをお願いします。ありがとう

ございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

まさしく今ふるさと振興課長おっしゃったように、ただの行事、イベント、お祭り騒ぎじゃなくて、本当に地域の横のつながりというのがこれからますます重要になってくるんじゃないかなと思います。

特に、町内会にも入りたくないとか、入らなくても済むんじゃないかとか、広報も勝手に送られてくるしというような話もたくさん聞きますので、やっぱり地域の力が結局有事のときには行政、行政と言っても、そんなにきめ細かく目配り、気配りができるわけでもないの、最終的にはやっぱり地域にお願い、委ねなければいけない状況が必ず来ると思っていますので、やっぱりそういうことを日頃から形成するためにも、地域の行事、これをしっかりとバックアップしていただきたいなど、我々もそういうものには関わっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

ここで、産業建設部長、総務部次長兼税務課長、総務課長、ふるさと振興課長、安心安全課長、政策推進課長の退席と民生部次長、民生部次長兼保険医療課長、環境課長、子ども課長、介護支援課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前11時27分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時31分)

○議長 佐藤 茂君

第3款民生費、118ページから159ページまでの質疑を受けます。

○1番 山岸美登利君

1番 山岸です。

決算書129ページ、老人福祉費です。主要施策成果報告書のほうは50ページ、緊急通報システム業務委託料96万4,700円、この緊急通報システム業務なんですが、年度末設置台数が27台、昨年29台ということですが、実際にどのような緊急事態があったのか、また、何件あったのかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました緊急通報システムの昨年度の実績ということでございます

が、緊急通報システムの実際の報告でございますが、すみません、年間を通じての報告というのは、ちょっとまだ手元にはございませんが、年度末、令和2年度の3月末時点のご報告でいきますと、実際に何と申しますか、その緊急通報システムを設置されている設置者から報告をいただいた件数というのは、全部で、3月末ですと11件ございます。ただ、この11件の件数というのは、実際には誤報であったりとか、あとは試し押しであったり、あとは緊急性がない相談の内容が7件であったりとかといったものでございます。ですので、実際には緊急性があるものというのは少ないものとなっております。

そのかわり、逆に安心センターのほうから利用者の方に安否の確認という意味で定期的に発報しているものがございます。これが3月、1カ月の報告でいきますと45件ございます。これは実際に利用していただいている方が安心して暮らしていただけるかということを確認する定期的な発報であったり、あとは何かお困り事はないですかというご報告をしているというものでございます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

安心支援が45件、先ほどのご答弁で緊急事態が少しあったとおっしゃっていましたがけれども、それどういう、誤報とかもあったということで、その中で少し緊急事態の通報もあったとおっしゃられたんですけれども、どんな内容だったかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

申し訳ございません。表現がちょっとあれですが、緊急性のある相談ということではなく、健康上の相談とか、そういったものが7件という意味でございますので、何か具合が悪くなったから助けてくださいというものではなく、安心センターは一般健康相談などの相談も受け付けております。そういったものが3月末、1カ月の数字ですけれども、7件あったということで、そういったようなものでございます。

実際、年間を通じまして緊急性のあるものというのは、ごく少数になっておりますので、大多数がそういった健康上の相談であったりとか、そういったものが大多数を占めておるという認識でございます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

すみません、安心支援というのはどこからどういうふうに、その方に連絡があるのかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

安心確認という形で、利用者の方に、最低月1回は安心センターのほうから確認のお電話

をするという形になっております。そういったものが含めまして、安心センターからのお伺いということで、3月の時点では45件あったというふうに確認をしております。

(発言する声あり)

すみません、まず、安心センターというものは何かということのお話ですけれども、この緊急通報装置というものが、緊急通報装置を発報したときに、ALSOKの安心サポートセンターというところに連絡が行きます。そこには看護師ですとか、そういった方が詰めておられて、そういった方から相談に乗れるような形になっておりますけれども、緊急時の通報を受けるばかりではなく、その安心センターというところから、装置を持っている方に、月に1回は確認をするという取り決めになっております。それがその安心センターから緊急通報装置を持っているところに連絡が行くと、そういう意味でございます。

(発言する声あり)

そうです、ALSOKの安心サポートセンター、これは私、蟹江町が契約している会社でございます。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

ページ数で、129ページ、ちょっとまず2点お伺いします。

老人福祉事業で、配食サービスについてまず聞くんですけども、配食サービス、実績報告書でも28年度から今、週5回実施ということで、毎年利用者も増えています。昨年から比べても70万円ほど増えていますし、これ自体、今のコロナ禍の下で増えて、対象者が独り暮らしの高齢者、また高齢者世帯、夫婦なんですけれども、その辺どう捉えればいいのかと、お願いします。

それと、その下にある扶助費のほうで敬老金あります。これ毎年、今まで長年ずっと社会に貢献してきて、何とか敬老金ということで送ろうと、今、毎年行っているんですけども、満80歳、88歳、90歳、99歳、お祝い金ということで満100歳、あと金婚夫婦とかもあるんですけども、ちょっと予算的に、毎年上限はすると思うんですけども、1人当たりの、ちょっとざくっと何人で金額はこれだけですよということが書いてあって、満80歳、88歳、90歳、99歳、満100歳は1人1万円ということなんですけれども、これというのは、もうちょっと年齢によって敬老金が変わってくるものなのか、ちょっとその辺を、あと、前年と同じ金額で出しているのか、まず、この2点お願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

まずは、配食サービスのことについてご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

令和2年度と令和元年度の配食サービスを比較させていただきますと、明らかに増加傾向にございます。これはやはり配食サービスというサービス自体が、認知度が広がってきたと

ということがひとつ大きなものかと思えますし、実際に一度利用された方が、この便利さということに気づかれて、ある程度口コミじゃないですが、そういったもの広がっていったというところも1つの要因かとは思います。

恐らく、この配食サービスにつきましては、今後もどんどん増加傾向にあるかと思えますので、この制度を維持していくことが今後の重要な課題となってくるかと思えます。

そういった状況を踏まえまして、令和2年度までは配食業者2社で回しておりましたが、令和3年度の4月からは新たに1社加えまして3社という体制で回しておりますので、当面のこの増加傾向に対応できるような状況が対応できるかというふうに考えております。

あとは、もう1点、敬老金についてご質問いただきました。主要成果のほうで概要については記載をさせていただいておりますが、まず、敬老金の80歳、88歳、90歳、99歳という内訳でございますけれども、各年代ごとの敬老金の支給する金額でございますが、まず、80歳の方に関しましては、お一人2,000円支給させていただいております。あと、満88歳、90歳、99歳の方に関しましては、お一人につき5,000円を支給させていただいております。

あと、こちら昨年度と比べまして、ちょっと年によって変動がございますので、人数に関してはちょっと、若干増えておるんですけれども、昨年度でいきますと、敬老金全体でいきますと555人みえました。お祝い金に関しましては、昨年度は5人の方がみえました。金額そのものは昨年度と一緒にございますので、今後、その敬老金の金額の妥当性などについて、ひょっとしたら今後見直していくときもあるかもしれませんが、現在はこの金額が妥当なものではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

まず、配食サービス、確かに周知が結構されてきて、利用者からは結構歓迎されているんですよね。そういう意味でどんどん、今まで週1回の方が2回、3回頼むようになってきたというのは、そういう増えている傾向があると思うんですけれども、あと1つ、要望というか、今ようやく平成28年度から週5回ということで、それまで2回だったやつを週5回まで増やしたんですよね。あと、土日が休みというのもあるんですけれども、僕としては、週7回やったらどうだという提案はしたいんですけども、特に長期の休み、正月、あと盆、ゴールデンウィーク、連休が重なったりして、長いときだと4日、5日なくなりますよね。そういうときの対応をもう少し考えていただけないのかな。平日の月曜日から金曜日は充実してきているんですけども、そういう長期の休みの、その辺の考えをお願いしたいのと。

敬老金については、満80歳が2,000円で、あとは5,000円ということで、少ないのか、多いのか、何とも言えないということがあるんですけれども、何で聞いたかということ、結構よその自治体だと、弥富でもそうだし、稲沢にしても減らしてきているんですよ。今見直しの話が出ただけけれども、これを、金額をこれ以上減らしてしまったら本当何の意味があるのと

いうことになってしまうし、その辺をぜひとも、金額は上げろとまでは言いませんけれども、引き続き見直しじゃなくて、そのまま続けるような形を取っていただけたらいいのかなと、その辺お願いします。

あと、もう1点、ちょっと聞き忘れたんですけども、135ページの子ども医療費の事業費、これについてです。これについて、実績報告書でも平成30年度、令和元年度、令和2年度の実績がついているんですけども、平成30年度と令和元年度は、そんなに横ばいでほとんど変わらないんですよ。今回大幅に、大幅というのか、減っていますよね。これをどう捉えていいのか、確かにコロナの関係で受診控えというのを僕も常に言うんですけども、その辺、かといって、国保は医療費あまり変わってないんですよ。だから、その辺をどう、子ども医療費で、子どもは何とか我慢させているか、結構軽くても連れていったのを控えるというのがあったのかなとは思いますが、その点について、考えをお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

まず、配食サービスの長期休暇の間、対応できないかというご質問でございますが、まず、配食サービスでございますが、今のは社会福祉協議会に業務の委託を、事務的なもの等委託しております。ちょっとこれは、実際に配食をする業者の対応できるかという問題もございしますが、実際に宅配する業者等から異常があったときに、連絡を受けるところが社会福祉協議会でございます。その社会福祉協議会が何か異変を感じて実際に出向いたりするということもございしますので、社会福祉協議会が実際月曜日から金曜日までの平日の業務ということもございしますので、そういったところの兼ね合いもございしますので、土日とか、長期の休みといったところに今後どのような形で対応できるかという問題を含めて考えなければいけませんので、すぐその問題にどうというふうに、この場でお答えすることは難しいかとは思いますが、確かにそれは課題としては認識しておりますので、今後どのようなふうに行うかという問題意識は持っていきたいというふうには思っております。

あと、もう1点、敬老金の金額を維持していただきたいというご要望でございますが、これはちょっと時代によって変わってくるかもしれませんが、私個人としましては、この金額を維持していきたいというふうには考えておりますので、当面の間はこのままいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、子ども医療費の関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

確かに医療費自体、総医療費自体ですね、子ども医療費につきましては、元年度と比較いたしましても、かなり減っておるところでございます。

ただし、対象人数等につきましても、令和元年度と比較いたしまして87名、年度末で減っておるところもございしますし、先ほど板倉議員が言われましたように、コロナウイル

スの関係がございまして、受診控えがあったのかもしれませんが。そのところはちょっと若干不明瞭でございますけれども、確かに受診控えはあったんだろうなというところは感じております。

一方、国保のほうなんですけれども、じゃ国保はどうして、増えているけれどもということなんですけれども、国保に関しましては、被保険者数自体が実際年度末で比べまして100人ほど増えております。加入者が増えておりますので、その分医療費自体も上がっておるといこと。それから、加入者の年齢構成がやはり国保の場合は慢性的なものを持った高齢者などが多いということがございますので、確かに当初の頃は、年度当初の頃は受診控えも見られまして、月に換算しますと、医療費確かに減っているねというところは私たちも感じておったんですけれども、年度末で、トータルで見ますと、その後盛り返しといいますか、受診をしっかりとされて、受診控えもなく、慢性的な医療を受けていただく方については、定期的に通っていただいた結果が国保のほうは医療費、総医療費としては上がった形で昨年度と大体同額ぐらいになったんだろうというところを思っておりますので、子ども医療費と国保を単純に比べることができないかなと思っております、年齢構成も違いますので。その辺な加減だと思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

配食サービスについて、なかなか社協に委託しているということで、確かに土日休みなんですね、社協も。あと、休みの関係でと、せつかく2社から3社に配食事業者が増えたということですので、もうちょっと検討してもらって、ほかの自治体で、社協に委託しているのかちょっと分かんないですけれども、週7回やっている自治体もあるし、あと、そういう長期の休みにも対応できている自治体もありますので、ちょっと調べてもらいながら、ぜひ対応してもらいたいと思います。

若干、中には土日でも宅配業者、お弁当屋さんやっているから、個別に頼んでいる人もいるんですね、中には。そういう利用でもうちょっと経済的負担を軽減するのにも、ぜひ対応していただきたいと思います。

あと、敬老金については、引き続き、そんな今、ほかの自治体でも状況がありますので、ぜひとも今の見直しせずにしていただきたいと思います。

子ども医療費、今、ちょっともう国保のことも出してしまったんですけれども、国保は国保でまたお尋ねしますけれども、確かに年齢構成が違うんですね。子ども医療費、これだと今、この10月から高校生まで、18歳までということで、今現状15歳までということで、年齢構成が違うということなんですよ。受診控えをして重症化にならないかというのが、やはり心配でありますので、もうちょっとその辺詳しく傾向、確かに令和元年と2年比べると減っているんですね、通院の日数も。だから、その辺をもうちょっと実際に、本当にその後通

院して重症化になって、もっとひどい、通院だったのが入院になっていないか、ちょっとその辺も十分見極めていただくことが必要かなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○6番 黒川勝好君

それじゃ、121ページの一番下、社会福祉協議会補助金というところです。

先ほど来、社会福祉協議会のお話も出ております。この団体、非常にボランティア活動が中心で一生懸命やっておみえになります。その中で、かにあしというのが今、社会福祉協議会でやってみえなるといいます。蟹江町もお散歩バスという形で、いろいろとコースを変えたり、また日曜日もやってみたりということで試行錯誤されておまして、利用者も年々増えておるとい状況は続いていると思っておりますけれども、社会福祉協議会がやっております、このかにあしですね、これは157カ所町内つないで、その場所まできちんと送り迎えをしていただけるということで大変喜ばれておるところであります。今のところいろいろな規制がありまして、地域的にもこれ、ちょっと私いただいてきたんですけども、蟹江川の東側ですね、舟入から、その辺の方が、利用者が偏っておる、偏っておるといいますか、そういうふうで何か今まだそういう範囲が限定されておるようで、非常にいいものではありませんけれども、使い勝手が、ほかのところもまだ来ていただきたいという方がいっぱいおみえになるんですが、これ社会福祉協議会として、これから、これボランティアですから、ボランティア集めていろいろやっていかないかんことだと思っておりますけれども、今後の方向性ですね、ちょっとお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまかにあしについてご質問いただきました。

かにあしについてですが、令和2年8月から住民が主体となり、また、社会福祉協議会が事務局となり、また、町がバックアップをするという形でトヨタのモビリティ基金の資金を原資としまして、2年間のお試し期間として運用しているところでございます。

当初は鍋蓋、南、舟入地区の南部を対象として運行しているところでございますが、今のお話ございましたように、他の地域へどうかというご質問でございますけれども、それについては、ちょっと私がこれまでどうのこうのというふうに申し上げるのは難しいところでございますけれども、確かに、他の地域から広げてほしいという声はいただいております。これはかにあしの運営協議会のほうにも、そのような声はいただいておりますので、その他の地域へ広げていくということもそうですけれども、また、このかにあしが例えば、この試行期間が終わった後に、どのような形でやっていくかということも含めて、ちょっとこれから来年度の予算を踏まえて検討していく段階でございますので、その地域への拡大とか、試行期間後どうするかとか、そういったことも踏まえまして、ちょうどこれから町全体で検討していく議題であるというふうには認識をしておるところでございます。

すみません、ちょっと答えになっておりませんが、まだそういう段階だということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

すみません、そうすると、これ事業主体は町なのか、社会福祉協議会、どこが事業主体になってやっていただいているのかということと。今、2年だと言われましたね。取りあえず2年これ車屋さんかな、トヨタさんに貸していただいているのかな、これは。貸していただいてやっているの、僕もちょっとまだきちっと詳しいこと分かんですけども、できることなら、もう少し広範囲にやっていただかんと、自分のことを言って申し訳ないけれども、自分が蟹江新田の前波になるんですけども、あの辺も結構何にもないんです。皆さん本当に困って、タクシー呼んで2、3人便乗してお買い物に行かれると、そういう状況なんですね。できることなら、早くこのかにあしを整備していただいて、うちのほうも来ていただけると本当に皆さん助かる。だんだん、平成、令和になって、だんだんうちのところはよくなってくるんじゃないかと、だんだん昭和に戻っていってしまうような感じで、あの周りは何もなくなっていってしまうわけですね。

ですから、できることなら本当に、きちっとした事業主体が、何らかの答弁していただけると思うんですけども、確立をしていただいて、皆さん喜んでいただける形をつくっていただきたいと思うんですけども、その辺は答えられますか、町長からか。

○町長 横江淳一君

説明不足で大変申し訳ございません。モビリティの実証実験だというふうにお考えいただけるとありがたいと思います。トヨタ自動車の、トヨタカローラ中京さんから車を頂きまして、これはトヨタ自動車の基金、2,000万円の基金を使って、地域のモビリティをやるということの実験であります。

今回、舟入、南、宝、この3つの地区が限定で、社会福祉協議会が事業主体となってやると。当初は、やっぱり、このシステム知らない人がありまして、1日に1人とか、2人とか、大丈夫かなと思ったんですが、この頃は、昨今は相当増えているようであります。

今、議員のほうにも耳に入ったと思いますけれども、やっぱりこれを広げていくというのは、来年度どうしていこうということは、まさにこれから考えていかなければいけませんし、吉田議員のほうからも、全体の流れの中でモビリティ事業をしっかりとやっていくべきじゃないということ、そのお散歩バスではなくて、これから買い物難民も、病院難民も、いろいろな対処をしていかなければいけない中での1つのこれヒントになるというふうに思っておりますので、今も運転手の方、ドライバーの方、全くこれボランティアでやっていただいているわけでありまして、事業化をするということになると、また別の次元の話をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、また前波地区に限らず、過疎地がいつ

ばい、蟹江町にもありますので、しっかりそっちのほうにも回れるような、そんなモビリティの事業にしていければいいのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 佐藤 茂君

それでは、続きは昼からとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
それでは、午後1時から開会いたしますので、よろしく申し上げます。

(午後0時00分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

第3款民生費から始めさせていただきます。

何かございませんでしょうか。

○1番 山岸美登利君

保育事業についてです。147ページ、主要施策成果のほうは55ページでございます。

保育所の入所児童数等々、この表に載ってございますけれども、現在の入所の現状、特に、ゼロ歳から2歳なんですけれども、現状、また、今後の、だんだん増えていくと思うのですが、どのようなお考えがあるのかお聞かせください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました現状のゼロ歳から2歳児の受入れ状況でございます。

現在、ゼロ歳から2歳につきましては、待機児童と言われるものはないと把握しております。平成29年に認定こども園が1園、私立の保育園が1園、これも低年齢児ですね、そのあたりが、60名の枠が強化されましたことにより待機児童というのは、現在のところはないというところでございます。

また、今後についてなんですけれども、公立保育所のところで少しお話をさせていただきますと、舟入保育所のみが延長保育事業というものを今現在行っていないところで、これがどのタイミングで行えられるかどうかというのを住民の皆さん、地域の住民の皆様、舟入保育所を利用する保護者の皆様に少しアンケートを取らせていただいて、今後どうしていくかというところを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、158ページから187ページまでの質疑を受けます。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

ページ数でいくと、165ページの予防接種事業についてお尋ねをいたします。

今回、予防接種事業、子どものインフルエンザの補助も行っている段階で、ちょっと例年、前年とそんなに大して変わりがありません。今現在どのぐらいの、児童・生徒に対してどのぐらいの接種率が、その辺分かりましたらお願いしたいのと。

あと、風しん抗体検査があります。これ40歳から56歳の男性、僕も1回やったんですけども、今回、前年875人で、今年について、令和2年度について184人なんですよ。この点というのは、何が影響してこんな下がっているのか、その点まずお願いいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

まず、子どもインフルエンザの接種率ですが、小学生、1年生から6年生まで57%、それから中1から中3までの中学生の方34%、合計、小・中合わせまして54%の接種率でございます。

もう一つの、すみません、風しん抗体検査のほうなんですけれども、これ3年間の限定のもので、毎年受けていただく方がたくさん受けていただいていると思いますので、それなりに人数が減ってきているのではないかと思います。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

子どものインフルエンザ、1回1,000円で、これ蟹江町も早急にやっていただいたんですけども、あと弥富も今年度からやっていく方向で考えているみたいです。

今、風しん抗体検査について、確かに3年に1回だったつけ、毎年あるんですけども、年齢刻みで、それでちょっと微妙に違うんです。微妙に違う割にはすごい数が変わってくるんですけども、その点、どうなのかなと思うんですよ。

今回ちょっとお尋ねしたいのが、予防接種、インフルエンザも含めていろいろあります。ちょっと聞きたいことで、あとほかに、今回蟹江町で、予防接種事業で取り組んでいないのがおたふく風邪もありますし、帯状疱疹、特に帯状疱疹についてちょっとお伺いしたいんですよ。

今、これ、50歳から急激に発病して、あと70歳以上で発生頻度が1,000人に10人、あと合併症の影響で結構長引く人がいます。これについて、制度の創設をぜひとも考えていただきたいと思います。

今、近隣、愛知県内でも名古屋市が早々去年から助成制度をやりまして、あと刈谷も今年からやっていくのかな、自己負担がすごい高いんですよ。2万円から3万円、安い県だと1万円ぐらいであるんですけども、ぜひともここを補助で、帯状疱疹、3人に1人がかかると

いうことも言われていますので、ぜひとも対応していただきたい。

おたふく風邪については、今、厚労省のほうでも定期接種が、今話が出てきていますけれども、これについて、子どもの難聴を防ぐ意味でも定期接種的なワクチン、おたふくでのワクチン接種も必要だと思いますので、ちょっとその辺、創設の検討を考えているのか、ちょっとその辺の見解をお願いいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

おたふく風邪と帯状疱疹の予防接種のご提案頂戴いたしました。何分ちょっと予算の伴うことですので、情報を収集しまして検討させていただけたらと存じます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

検討していただくということで、国のほうも創設、定期接種的な創設、おたふく風邪はそうだし、帯状疱疹、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

まだまだ愛知県下54市町村中でも、名古屋市と刈谷市だけですけども、今後やっぱり今、別に共産党がどうのこうのじゃなくて、ほかのみんなが言ってきていますので、ほかの自治体でも。ちょっと本当に検討してもらいたいと思います。

この点、帯状疱疹について、町長、何か答弁できますでしょうか。ちょっと分かんないですか。

○町長 横江淳一君

すみません、お答えには多分ならんと思いますけれども、私の周りでも帯状疱疹なられた方はあるんで、まだ、これ原因がよく分かっていないというのか、帯状疱疹が出て、いろいろあるみたいですね。完治している人もあれば、また、一定の時期になると、また出てくるという方もあって、非常に難しいということはお医者さんから聞いたことはありますけれども、補助については、今担当申し上げましたとおり、やれるところから取りあえずやっっていかなければいけないなど、先ほど言いましたように、予算を伴うことでありますので、近隣の動向を見ながらやっっていければなというのは、今一瞬、そういうように思いました。また、ちょっと勉強してから、またお答えさせていただきたいと思います。

○2番 三浦知将君

2番 三浦でございます。

決算書の167ページ、報告書は60ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお聞きしたいことがございます。

14番の工事請負費の4番、ワクチン接種会場臨時駐車場整備工事第1期となっているんですが、すみません、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、第2期とか、第3期とか、その工事はあるんでしょうか、お願いします。

○民生部次長 佐藤正浩君

この工事、第1期と書いてあるんですけども、田んぼをお借りしまして、農地をお借りしまして造成させていただいた、駐車場として使わせていただくための工事第1期というタイトルで書いてあるんですけども、この後、この秋、実はお返しすることになっておりまして、また原状復旧をしてお返しするというので、そのための、農地に戻すための工事がありますので、それを強いて2期というかどうか分からないですけども、ちょっと便宜上のものでございまして、造成のための、これは工事。今考えているのが、今回補正予算で計上させていただいたと思うんですけども、そちらのほうが、これをまた農地に戻すための工事ということでございます。

以上です。

○2番 三浦知将君

はい、ありがとうございます。

秋にはお返しするということですので、万一、今、第3回、そのワクチン接種となった際に、また、もしかしたらお借りすることというのは考えられるのでしょうか、お願いします。

○民生部長 寺西 孝君

今、国のほうでも新しい種類のウイルス、変異ウイルスの対策であるとか、抗体の検査の部分で、3回目の接種についての議論が正式に始まったところでございます。今度また、実は9月22日に、厚生労働省の自治体説明会がございますので、その辺でまた具体的なものが示されてくるとは思っております。

今回、今、次長答弁させていただいたとおり、保健センターの東側に約100台止めていただける臨時駐車場を造成させていただきました。地主様のご要望により、来年は耕作を始めたことですので、一旦お返しをさせていただきますけれども、今回私ども一通り接種を進めてまいりまして、ある程度接種の知見も有したところでございます。

同様に、医療機関、個人医療機関の皆様も、ある程度の知識も取られて、十分個別の医療機関でも賄っていけるであろうというふうに思っておりますので、とはいえ、私ども保健センターのほうでも、少ないキャパではございますけれども、引き続き継続的にやっていかなければいけない部分もございます。これまた、国の動向を含めまして、よく検討させていただいて進めてまいりたいなというふうに今の時点では思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、民生部次長、民生部次長兼保険医療課長、環境課長、子ども課長、介護支援課長、住民課長、健康推進課長の退席と、産業建設部長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、ふるさと振興課長、下水道課長、土木

農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時13分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時18分)

○議長 佐藤 茂君

第5款農林水産業費、186ページから195ページまでの質問を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、第6款商工費、194ページから203ページまでの質疑を受けます。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

197ページの中ほど、商工会の街路灯維持管理費補助金について、ちょっとお伺いをいたします。

141万円かな、これは街路灯の補助金だと思うんですが、ここに書いてありますね、街路灯一斉調査費23万8,000円と細かく書いてあるの、これはどういうための調査費か、お願いをいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

ただいまご質問いただきました商工会さんの街路灯ということですが、これは町の管理する防犯灯じゃない商工会さんが管理されている水銀灯ですね、こちらのほうが今全部で541基ほどを対象にして、全数調査を昨年度させていただいたものです。その中で灯具等の異常があるものについて修繕をかけるために、一斉的に541基の街路灯の調査を行ったという内訳になります。よろしく申し上げます。

○6番 黒川勝好君

安いお金で調査ができたから、これ民間にお願いしたのか、独自でやられたのか知りませんが、それで、ちょっと先ほど総務費で聞けばよかったですけれども、蟹江町には防犯灯というのがありますよね。防犯灯借上料、実績報告書34ページの半ばぐらいにあるんですが、ちょっと数分からんですけれども、これ防犯灯借上料が平成29年3月1日から令和9年2月28日まで10年間のリース料が332万8,128円、年間ですね、これは、こういう形というのは、リースで維持管理をしてもらうということになると思うんですが、商工会も大変個人商店の方々年齢も上がってきておりますし、店を閉める方もおります。だけれども、以前、景気がよかった頃にみんな建てておるわけですよ。それを処分するにもそれだけのお金もないし、いろいろ今商工会の中でも困ってみえるわけですよ。街路灯につきましても

こういう、商工会でこういう形で何かリースとか、そういうやり方で維持管理をしていくやり方はないのか、ちょっとお尋ねをしたかったものですから、1つと。

もう一つ、ついでにですけれども、200ページかな、200ページから201ページのところの町観光協会補助金ということで、1,200万円ついておりますけれども、昨年より100万円アップしておりますけれども、昨年はほとんど行事もなく、この1,200万円はどのように使われておるのか、ちょっとこの実績報告書だけでも分からんもんですから、ここに書いてあるのは、下に成果として書いてあるのは、各種事業が中止となったということが書いてありまして、観光PR及び北側ロータリーに観光案内板を新設し、今後の観光客誘致に向けて整備したということが書いてあるんですけれども、昨年本当にいろいろな行事がなくなっておるわけでした、この1,200万円のちょっとざっくりでいいですが、どのように使われたかお願いをいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

まず、1問目の街路灯の関係でございます。

商工会さん、経緯先ほどおっしゃっていただきましたとおり、当初はやっぱり商店街等で、それぞれ個店のPRも含めた中で、それぞれ事業所の方から拠出いただいて街路灯の整備をして、商店街のほうの明るさを保っていただいたというところですが、いろいろと事業所のほうでも防犯灯の維持管理には苦慮してみえるという声は直接お聞きもしております。

今ご提案いただいた、委託して管理してもらおうというのも1つの方法であると思いますので、いずれにしても、商工会さんのほうの中で事業予算というものを予算化できるかどうかというところも、この後しっかりと協議させていただき、そこにまた補助金が必要というような判断になれば、町のほうの予算化も考えていきたいと思いますので、今後も維持管理がどこまで続けられるかというところの現状をまずしっかり確認させていただいて、その必要があるときにはしっかり商工会さんと詰めていきたいというふうに思います。

2点目、観光協会につきましてですが、予算組んだときにはまだコロナではありませんでしたので、観光協会、いろいろな地域に出店をしながら、今、蟹江町のプロモーションPR事業に取り組んでおります。

お金の内訳としましては、事業は確かにほとんど中止になっておりますので、町のように不用額として計上を戻すということはありませんので、実際には繰り越しという方でプールされたお金が多少あるんですが、人件費がかかっているというところがひとつ大きな要素だというふうにご理解いただければと思います。人件費です。事務局長の人件費と、後は、もう1人スタッフおみえになりますが、もう1人のスタッフにつきましては、今、観光交流センター祭人（さいと）ですね、指定管理者のそちらのほうの協力も得ながら、そちらから1人スタッフとして出していただく、その委託をさせていただいておりますので、そのメンバーの人件費のほうの内訳としては大半を占めているというふうにご理解いただければと思い

ます。

○政策推進室長 黒川静一君

少し補足をさせていただきますと、令和2年7月1日から、観光協会の事務所が役場から祭人（さいと）2階のほうに移転をいたしました。その移転に伴う準備の費用等も今回含まれておりますので、その点も入っておるということでご理解いただきたいと思います。

○6番 黒川勝好君

それじゃ、町の観光協会の補助金というのは、その100万円アップというのは、移動したときの経費がある程度かかったと、あと人件費がほとんどだということで理解をさせてもらえばいいのかなと思います。

街路灯ですけれども、街路灯の一斉調査費と書いてあったものですから、いよいよこれ町のほうで一括管理をしてもらえるための調査をやったのかなとも、ふっと思ったものですから今ご質問させていただいて、リースというやり方があるんなら、リースというか、どういう形のリースで、誰がどうやって維持管理していくかよく分かりませんが、そういう形が、町のような、こういう形が取れるものなら、町は千幾つあるんでなかったかな、これ。数的に、ごめんなさいね、今。

（「2,400」の声あり）

それぐらいあるわけでしょう。それを1年間で、三百三、四十万でリースという形で管理をしていただけるなら、商工会541基ですから、そういう形で維持管理していただけるなら商工会としても非常に助かると思うんですよ。

ですから、その辺のところをもう一度、維持の仕方を考えていただけるとありがたいというふうに思っておりますが、どうですか。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

商工会の街路灯につきましては、商工会さんの自主事業として設置をしてきた経緯がございますので、今それを全て町のほうの防犯灯というふうに切り替えるということは、ちょっとなかなかすぐには難しいかと思います。

ただ、その中で、商工会さんが先ほど申し上げたとおり、維持管理が難しくなってきたという地域もございますので、その中で商工会さんが自主的に設置するものを切り替えていきたいという要望があれば、その部分、できる地域からそういった方法も検討していきたいと思いますので、一斉調査については、まず商工会さんが今持っている街路灯を修繕、ほころびがあるところもありますので、1カ所、2カ所だけ見つかったところだけじゃなくて、この際全て調査をかけてというのが23万何かがしというお金になってきますので、きちんとまた対話をしながらニーズにお応えできるように調整していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、202ページから227ページまでの質疑を受けます。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

219ページの自由通路等整備事業について、ちょっとお伺いをいたします。

今回、事業効果としても、今年の1月31日に供用開始になり、半年以上たったわけですが、実際に費用対効果というわけではまだないと思うんですけども、駅利用する人、駅を利用して自由通路を渡る、あと町道として自由通路だけを横断する、自転車も通れて、この間、先週議員の議会でのコロナの啓発活動でも、45分しかいなかったんですけども、お散歩して通っている方、ワンちゃん連れてお散歩していく方も、行ったと思ったら帰ってくるんですよ。そういう利用状況もあります。また、自転車で通行していく方もいました。

そういう面では利用できているかなと思うんですけども、じゃ、そこで実際に利用者数の調査って行われているんですか、ちょっとその辺まずお願い、どうして聞きたいかという、後でちょっと触れますけれども、東郊線踏切で、なるべく自由通路ができれば、そっちを利用しながら横断する交通量も減らしていきたいという方向性があったと思いますので、まず、その辺の自由通路の利用者数の調査の関係をお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、今の板倉議員の自由通路の利用状況の調査というようなご質問なんですが、まだ現時点でそういった調査のほうは行っておりません。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

調査を行っていないということなんですけれども、これやっぱり、どのくらい利用して、実際に駅の利用者数も確認していかないといけないと思うし、あと、自由通路だけを横断する人のほうも、ぜひ調査しながら利用状況を確認してもらいたいと思います。その辺、もう一度お願いしたいのと。

先ほどちょっと言いました東郊線踏切です。そういうことで、自由通路もできて、1月31日に供用開始になってできました。東郊線踏切、毎回決算のたびにお尋ねするんですけども、今のずっと流れがあるんですけども、それを説明していると皆さんご存じのとおりです。今現時点での進捗状況等分かりましたらお願いしたいと思います。

○土木農政課長 東方俊樹君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

東郊線踏切に関しましては、平成29年1月27日付で、踏切道改良促進法に基づきまして指定を受けました。その後、国・県、鉄道業者を含めた協議会の開催や鉄道業者との個別の協議を重ねまして、令和3年3月10日付で、地方踏切道改良計画を国土交通大臣宛てに提出を

いたしました。この計画に基づきまして、関係機関との引き続きの協議を進めておりますので、なかなか具体的に見えにくいところがございますけれども、ご理解のほどをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○5番 板倉浩幸君

東郊線踏切の問題、ずっと長年本当に苦しんで、なかなか拡張できない状況にあるんですよ。確かに歩行者、ひよっとすると減ったかもしれませんが、その辺を、改良計画、令和3年にもできました、ありますよね。その中で、実際に今協議会かな、第三者を用いた協議会を行われると思うんですけども、町とJRと、鉄道と住民の第三協議会もあって、この協議会については、毎回出席して拡張の要望をして、引き続いて行われているのか、その点お願いをして終わりたいと思っております。

○土木農政課長 東方俊樹君

こちら、県の合同会議協議会というのがございまして、そちらの場で東郊線踏切のみではないんですが、他の愛知県の指定踏切を含めて情報共有をしている場所がございまして、そちらで引き続き、皆さん、県・国、JRとも同席の上、情報共有しながら国に対しての補助金の交付をいただくようお願いだとか、そういったことを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

ここで、民生部長、産業建設部長、上下水道部次長兼水道課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、ふるさと振興課長、下水道課長、土木農政課長の退席と、消防長、消防次長兼消防署長、消防次長兼総務課長、給食センター所長、総務課長、生涯学習課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時35分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時39分)

○議長 佐藤 茂君

8款消防費、226ページから239ページまでの質疑を受けます。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

予算書ではちょっと分かりづらいので、実績報告書の82ページにある消防費でお尋ねをします。

今回、救急車の救急支援の出動なんですけれども、今コロナ対応で本当に大変な業務を行ってくださっていると思います。

ちょっと聞きたいのは、今、蟹江町がどうなのかということなんですけれども、結構愛西市でもそうなんですけれども、コロナ感染者が自宅療養していて、ちょっと急変して、救急車を呼びました。その場合に、結構搬送できなくて、救急車の中で待機していたり、多いと何時間も待機して、入れる病院を探すということがあるんですけれども、今回、蟹江町では、そのようなことは起きていないのか、ちょっとその辺お願いいたします。

○消防本部次長兼総務課長 高塚克己君

それでは、板倉議員にご質問を受けましたけれども、コロナに関する救急搬送の搬送困難があるかというご質問でよかったですか。

お答えさせていただきますが、コロナ、もしくはコロナ疑いの救急搬送、令和2年中は14件、令和3年中が、9月9日現在で70件ございました。その中で搬送困難事例と申しますのは、愛知県が定義しております病院の問い合わせ件数4回以上かつ現場滞在が30分以上の事案でございます。この2つに該当する事案は、令和2年12月29日1件のみとなっております。

内容につきましては、病院照会に6件かかっております。現場滞在時間につきましては32分、この1件のみとなっております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

はい、ありがとうございます。

確かに令和2年度14件がこの本当に第5波でぐっと増えているんだよね。そんな状況で70件まで、そこまで出動しているということは分かったんですけれども、今、件数的になかなか搬送できない事例が1件ということで、何らかの形で病院に運べたということなんだろうけれども、その1件というのは、もうちょっと詳しく、どんな、本当に運べない状況だったのか、もうちょっとお願いいたします。

○消防本部次長兼総務課長 高塚克己君

特定の病院名はちょっと控えさせていただきますけれども、この海部地区で、医療機関でコロナの感染がありまして、その病院に搬送ができないというところで、病院選定に苦慮したということでございます。

○5番 板倉浩幸君

海部地区管内の病院でという対応だったんですね。ちょっとその辺が聞き取れなかったんですけども、そうすると、例えば、海部津島管内でなかった場合に、最大どこまで運んだりしていたんですか。その辺分かりましたら、最後に聞いて終わりたいと思います。

○消防本部次長兼総務課長 高塚克己君

病院搬送、どの地区までというご質問です。

基本的には海部地区の3病院をまず選定いたしまして、徐々に中川区の救命センターだとか、中村区の日赤の病院ですとか、最終的に、この事案に関しましては、協立総合病院というところに搬送をいたしました。

以上です。

(発言する声あり)

協立総合で熱田のほうです。

(「熱田の」の声あり)

はい、そうです。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

235ページ、救急救命士の養成事業についてですけれども、これは実績報告書の83ページを見ても、何名という数字が出ていないんですね。これをちょっと教えていただきたいのと、今現在の消防署における在籍している救急救命士の数、それをちょっと教えてください。

○消防本部次長兼総務課長 高塚克己君

安藤議員からは、救命士のこの実績報告書の83ページの経費について、何名の育成だったかというご質問と、もう1点は、現在消防署全体で何名救命士おるかというご質問でよかったですか。

この実績報告書83ページの241万3,787円、これに関しましては、救急救命士1名の養成の費用でございます。内容に書いてありますとおり、東京にあります救命士の研修所の派遣旅費でありますとか、あとは教育訓練の実績負担金等々を含めまして、この金額となっております。

2点目のご質問の救急救命士、現在、蟹江町の消防署に16名おりますが、実際に救急現場で活動している救命士は10名となっております。残りの6名は、管理職もしくは事務職員、異動となったものが6名ございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。10名もおられるということで。

今後も毎年1名なり何なりを派遣する予定があるのかどうなのかと、あとは先ほど次長がおっしゃったように、搬送先がないとかというときに、やっぱり医師に準じたような活動を車内でやらなければならないような状況がひょっとして起こるかもしれませんので、やっぱりこれから先ますます重要度が増してくるかと思えます。

特に、今年でしたか、政府が救急救命士にもインフルエンザワクチンの接種をさせたらど

うだとかという案があったように思いますけれども、注目度、関心度はますます、一般、私たち町民からしても、やっぱり関心が高い職種ですので、積極的にこれからも養成をしていただきたいと思いますので、これからの予定だけちょっと教えてください。

○消防本部次長兼総務課長 高塚克己君

それでは、救命士のこれからの養成というところの計画でございますけれども、消防の現場の消防課というのは、3課制になっておりまして、この1課、各1課で救急車2台運用しております。この2台で3名の救急隊で、掛ける2で6名救急隊がおるわけですけれども、このうち最低でも3名ですね、1課に対して3名の救命士を乗せたいというふうに考えております。

また、救命士は、病院実習等々、生涯教育等々でいろいろ、当務もできない日がございますので、予備的に1名考えて、最低でも12名を常時運用できるように養成していく計画であります。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

ここで、消防長、消防次長兼消防署長、消防次長兼総務課長の退席と民生部長、子ども課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時48分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開始します。

(午後1時51分)

○議長 佐藤 茂君

9款教育費、238ページから305ページまでの質疑を受けます。

○8番 飯田雅広君

8番 飯田です。

2点あります。

1点目なんですけれども、実績報告書の90ページから92ページにかけての社会体育事業ですとか、家庭教育推進事業ですとか、青少年育成推進事業なんですけれども、ほとんど新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止というふうになっております。令和3年度も恐らく中止になっていると思うんですけれども、午前中も安藤議員から質問ありまして、似たようなことなんですけれども、横江町長にご答弁いただけたらと思うんですけれども、例えば、親子キャンプとかですと、私も子どもが小さい頃参加していました。親子のつながりもそうですし、お手伝いいただくのがスポーツ推進委員の方だったと思うんですけれども、

そういった、ふだん例えばそういった方とつながりがないときに、そういった方とつながりができたり、一緒に何か料理作ったときでも、班かグループかなんかつくって作った覚えがあるので、全然知らない方と交流を持てたりという意味で、こういったいろいろな教室とかというのは、縦、横、斜め、いろいろな職員だとか、町民のお仕事手伝っていらっしゃる方とかと、そういったつながりが持てるいい機会だったと思うんですけども、それがコロナウイルス感染症防止のために、結局できなくなってしまっているという意味では、本当にいろいろなつながりが希薄な時代なんですけれども、これでさらに希薄になってくると思うんです。

先ほどの午前中の安藤議員の質問では、その担当課のほうから金銭的なサポートはしっかりしていくというようなお話がありましたので、ぜひ町長にはそういった、私としてはそういうつながりなくなっていくこと、すごい危機感持っているんですけども、町長、どのようにお考えかお答えいただきたいのと。

2点目なんですけれども、274ページの図書館管理費なんですけれども、備品購入費のところ、実績報告書のほうでは、購入点数4,239点とあるんですけども、教育次長に、私ちょこちょこよく言っているんですけども、できれば漫画もいっぱい充実してほしいという願いをずっとしているんですけども、今回漫画等々はどれぐらいの中に入っているか、分かれば教えてください。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

社会教育という言葉が聞かれなくなってから久しくなりました。人生は今100年の時代があります。学校教育から始まって、社会教育、そして生涯学習教育ということで、今はもう生涯学習という言葉が主流になってまいりました。それを担うのが、今蟹江町にもおみえになりますスポーツ推進委員の皆様方、スポーツ協力員の皆様方、それぞれスポーツ少年団の皆様だとか、スポーツに興じてみえる、それぞれの皆さんが集まって社会教育を皆さんでやっ払いこう、生涯学習教育を、運動も講座もみんなで作っ払いこうという、そういう風潮がここ本当にどうでしょう、20年ぐらい前から高めてまいったのは事実であります。

残念ながら、コロナ蔓延によって、人と人との触れ合い、キャンプばかりではなくて、ほかのことも希薄になってしまったのが今現在であります。

じゃどうするんだという話なんですけれども、できればリモートで、ズームでという話は媒体としてあるわけでありましてけれども、やっぱり僕らも今リモートでよく会議やることあるんですけども、リモートでやりますと、どうしても1点しか見ていない、相手の人の顔を見ているんですけども、皆さんの顔を見てしゃべることができない、これが非常にコミュニケーションの欠落につながっていくというのも今考えられているわけですね。

ですから、早い時期に、多分これもいつまで続くかまだ分からないといえども、そろそろ

下火の兆候も見えた、これ甘いかも分かりません、そういう状況の中でしっかりとやっぱり首長同士が話をしながら相互交流をやっていけるように我々も働きをかけていきたいなというのを今思っています。

先ほど来、平和教育の問題で板倉議員からもありました。いろいろなところへ出て行って人と話をする、それがやっぱりコミュニケーションになり、そして、言葉の入れ違いだけで戦争、紛争になったり、今のアフガニスタンの問題もそうであります。宗教の違い、イデオロギーの違いは、これ必ずあるわけでありますので、それをやっぱりフェーストウフェースで話ができる時代がもう間もなく、本当に開けてやってくるというふうに思っていますので、機を逃さず、敏に行動に移していきたいというふうに考えておりましたので、また、議員各位にもご協力をいただければと、答えになっていませんかも分かりませんが、どうぞまたご協力いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、飯田議員の2問目の質問、図書館の蔵書の関係です。

以前にも飯田議員から質問をいただきまして、現状をお話しさせてもらったと思います。いわゆる漫画は、何か歴史物ですとか、あと有名な著名の、例えば手塚治虫とか、そういったものの、いわゆる何か豪華版みたいなものは現在そろえている状況です。そういったものが古くなって少し扱いにくくなったなというものについての買い替えはあると思うんですけども、何か以前質問があった、最新の人気のある漫画を購入してとかというところのものは、ここの中にありません。

ただ、現在、何というんでしょう、そういういろいろな説明のものの中にも、漫画を利用した説明なんかも多いもんですから、実際開くと、中には分かりやすいように漫画というのを使ったそういう説明書というのがありますね。そういったものは購入していると思います。すみません、具体的なちよっと冊数とか分かりませんが、以上です。すみません。

○8番 飯田雅広君

町長、ありがとうございます。

本当に文化祭とかも中止になっていますし、そういった面では、せっかくつくっても発表する場所もないというのは本当に寂しいことになっているなというふうに思っています。

代表質問のときにも少し話しましたが、オリンピックはやっているのに、本当に蟹江町の駅伝大会やれないとか、私みたいにモータースポーツ好きからすれば、F1日本グランプリが2年もやれていない、何でオリンピックやれているのにF1できないんだって、本当に普通に思うんです。

ですから、なかなかそういったものが、何かよく分からないのはやれて、よく分からんのはできないとか、本当によく分からないんですけども、とにかく本当に地域、須成でも須成祭も続けていかなければいけないかなというので、神事だけはやっているんですけども、

やはりつないでいくという面に関してもいろいろなことが中止になると、すごい本当に心配をしておりますので、冬にはまた第6波、寒くなったら第6波もというような話もちよっと聞いています。報道ではされておりますので、なかなかこういうのは難しいと思うんですけども、やはり地域の皆さんとの交流がどういった形になるか分からないけれども、取れていければなというふうには思っております。

図書館のほうなんですけれども、なかなかその人気のものは入れられないというようなお話になんですけれども、例えば、進撃の巨人とかですと、伏線がすごい張ってあるんですけども、それをすごく上手に回収しているんですね。感動すら覚える。やっぱりそういったアニメや漫画というのは日本の文化ですので、やはり図書館にそういったものを置くということも別におかしいことじゃないと思うんですから、ぜひとも本当に進めていただきたいなと思います。

ほかの利用状況とか、貸し出し件数とか見ても、やっぱりコロナの影響で前年よりは下がっているんですね。ただ、インターネットの検索件数だけは伸びている。やっぱり行けないからインターネットで調べるというような状況だと思います。

そういう意味ではやはり、図書館のデジタルトランスフォーメーションを進めていくということは、やっぱり待ったなしだと思うんですけども、このあたりに関して、どのようにお考えか教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

図書館のデジタルトランスフォーメーションです。

以前も電子図書の導入なんかどうかということをお問い合わせがありました。コロナ禍でかなり需要が伸びまして、以前より比べると、だいぶそういうコンテンツ的なものも増えてきていると思います。以前は本当に専門書みたいのが多かったみたいですけども、だいぶ一般的なものも出てきているみたいなので、ただ、いかんせん、まだちょっと値段的なものとかそういったものがありますので、そこら辺をまた財政部門と相談しながら検討していきたいと思います。

以上です。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

245ページがいいのかどうかちょっと分らないですけども、学校ICTサポートサービス、このあたりかなと思うんですけども、たまたま2、3日前にラジオのニュースで、何というんですか、学校の先生の話として出てきたんですけども、タブレットはみんなに配付されて行き渡ったんですけども、教師がそれについていけなくて、ほとんど役に立っていないというような実状があるという、ちょっとどこの市町かまでは聞き逃したんですけども、そういう話を聞きました。それが蟹江町においてはどんな現状なのか、追いついておる

よというのであれば、それはそれで問題ないんですけども、その辺実状が分かれば、ちょっとお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問にお答えいたします。

教師のスキルアップにつきましては、もしくは授業の充実につきましては、ICT支援員、こういうタブレットを使った専門の授業、専用の授業につきましては、ICT支援員を各学校、週2回入れさせていただいて、教師のスキルの均衡を図っているところです。

また、校務主任者、そういう代表者会議が各学校ありますので、そういったところで自分たちのそういった、こういうふうにやりましたよ、授業をこういうふうにやりましたよ、こうやってタブレット使いましたよというような、そういう何でしょう、仕方というか、方法というか、スキルとかを共有しながら、いいものをどんどん取り入れているという感じですので、決して蟹江町が遅れているというのではないと私は考えています。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

支援員ですか、そういう方が週1回というのは、それはそれでいいことですが、本当はきめの細かいタブレットを利用した授業をしようと思うと、やっぱり先生そのものが完全にマスターしておかないと、それを使いこなせないし、教えることなんか毛頭無理だと思いますので、ぜひとも、その辺も現場をきちっと確認して、先生おたおたというか、きちっとやれているどうか、そういったところも検証しながら最善の策を取っていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

決算書の257ページと265ページ、これ小中学校の関係の就学援助について少し伺いたいと思います。

詳しくは実績報告書の88ページと90ページなんですけれども、小学校の就学援助、報告数に行くと、令和元年度と令和2年度比べてみると、利用している家庭が減っているんですね。どうして、かといって、中学校を見ると、そんなに大して変わっていないんですよ。逆にちょこっと増えている、これが本来だと思うんですけども、校外活動費がなくなるのは分かるんですよ。修学旅行がなくなったり、そういうことで、その点、まず最初に伺いたいと、どのように把握しているのか、ちょっとお願いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

詳しく事細かに比べたわけではありませんが、若干子どもの、その何というんですか、卒業、入学の関係で、中学校が増え、小学校が減りというような形はありますので、そういったも

のに比例しての形なのかなとは考えています。簡単ですが、以上です。

○5番 板倉浩幸君

児童・生徒の入学の関係とか、その辺で若干ということで、午前中からコロナ禍の下での支援策いろいろ言ってきたんですけれども、実際就学援助を受けるのに判定する、判定というのかな、対象になるのかどうかというのは、前年度所得なんですよ。今回の決算にある令和2年度、コロナ禍の下なんだけれども、令和元年、まだコロナ前で、そのさっきの町税のほうと同じで、対象にならない人がやっぱり多い可能性があるんだね。

そこで、前に予算のときに聞いたのかな、実際に、そうしたら、そういう人たちが今年困っている、令和2年度が困っている、何とか就学援助受けられないかというときの対応で、その都度相談してくださいと言っていたんだけれども、答弁として。その相談が実際にあったのか、就学援助制度自体は結構周知がされてきて、対象になるかどうかというのは、まず相談に行って確認できて、学校でも就学援助があります。教育委員会でもありますよという周知は結構知れているんだけれども、その辺で今年困っている人を本当に救済することができているのか、これ来年も同じなんですよ。その辺ちょっとお願いしたいのと。

2点目で、実績報告書の98ページで、学校給食費の関係です。実績報告書で過年度分の滞納繰越分ということで69万8,645円、収入済額が7万8,560円なんですよ。昨年のことを見ると、昨年だと85万5,425円に対して34万9,740円の収入済額を計上してあるんだけれども、じゃ今年どうしてこんなふうになってしまっているのか、滞納している人が増えていることもあるのか、実際、この収入済額が本当に払えなくて困っている人がいて、こんな結果になったのか、それだと就学援助の勧めもできますよね。その辺の絡みをちょっとお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、1点目の就学援助についてお答えいたします。

制度につきましては、議員がおっしゃったとおりで、前年の所得を見に行き、それに基づいて生活保護の1.2倍というのが目安になっています。なので、そういう形でのまずはひとつラインがあります。その中で、コロナの関係で、去年はそんなに苦しなかったけれども、今年苦しってしまったという場合につきましては、それを正直に申告していただければ、その要項の中で教育委員会が認めたものについては、提供していきますよというところあります。

ただ、令和2年度につきましては、実際そうやって門戸を開いたにもかかわらず1件もなかったもので、コロナをとすることを理由にした申請は1件もなかったという結果になっています。令和3年度についても、同じようになっています。

以上です。すみません。

○教育長 石垣武雄君

今、そういう制度については、次長が申し上げたとおりであります、あと学校の先生にお願いをしておるのは何か言うと、子どもの日頃の様子、服装とかいろいろなこと、そういうようなこととか、給食費とか、そういうのが滞っている方、それは帳簿で分かりますので、そういうようなお子さん、それが滞っている子で、準要保護であるかないかは学校がつかんでいきます。ですので、そういうような方があったら働きかけてくださいと。また、こちらにも教えてくださいと。そんなことも陰でありませぬけれども、やっております、また、啓発については当然やっていますが、そんなようなことをしている段階でありますけれども、今のところはそういうような例がないということで、門戸は広げて取り組んでいきたいとは思っています。

以上です。

○給食センター所長 寺本章人君

板倉議員の2つ目の質問ですね。こちらの実績報告のほうの98ページの給食費の関係でございます。収入済額、昨年度の令和2年度、それから令和元年度との収入済額の相違といった点でまずお話をさせていただきますと、実は、この決算書を調製する時期というのが、出納閉鎖が終わる5月の末日、要するに5月31日から6月1日時点という形になります。

実は、この収入済額というのか、この滞納になっている方の多くが子ども手当のほうから給食費のほうだったりとか、そういったものを入れていただく保護者様もおみえになります。私どものほうも、学校のほうと調整をしながら納入時期のほうを行いますので、実を言いますと、この令和元年度については、極力早い時期に、5月の末の時点、その出納閉鎖の終わる時点で収入ができる事務が進んだものと、それから令和2年度のものについては、出納閉鎖の期間に、実際には間に合わなかったものの関係で、このように大幅に金額のほうは変わっていておりますが、ちょっと今、手元に、この後幾ら入ったのかというのは、詳細な数字を持ち合わせておりませんので申し訳ありませんけれども、令和2年度分の69万8,000円何がしの未納額に対して、6月に子ども手当のほう、児童手当のほうのものからいただいたりとか、あと学校のほうで先生方と協力して入金のほうをしていただいた金額も幾ばくかございますので、決算書上は、その期日の数字のほうを上げさせていただいておりますので、板倉議員のほうのご質問にあるような、かかる状況の中で、給食費のほうが支払えないというようなご家庭というのが増えているというふうに私どものほうも聞き及んでおりませんので、そういったような状況でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

就学援助については、学校の先生が本当に一番よく分かっているんですよ、児童・生徒に対して。本当に厳しい家庭状況も家庭訪問すればそれなりに把握もできるし、ぜひとも、今年本当に厳しくなって、対象になる可能性のある方には、もうちょっと徹底してもらって、

相談に来てもらえるようにしてほしいと思います。

給食費の滞納分については、そういうことね、この決算書を作るときの時期の関係で、児童手当が6月に、その辺の関係でちょっと、今現在ではもうちょっとちゃんと回収できているんで。ちょっと心配したのが、実際に給食費が本当に払えない家庭が中には出てきていると思うんですよ。その辺を今のところないという判断をしているんだけど、そういう面で去年、ほかの自治体でもコロナ支援策として給食費を3カ月とか半年、飛島だと半年、1年ぐらやってるのかな、そういうこともあるから、実際にその辺のことももうちょっと把握してもらって、学校との連携も取りながら、給食費が本当に払えない家庭もちゃんと把握しながらやっていっていただきたいと思います。その点について、何かありましたらお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

ただいまの板倉議員からのご質問プラスご意見という形になるかと思いますが、こちらのほうにつきましては、給食費のみならず、先ほど石垣教育長のほうからお話ございましたように、学校生活全体に関わる部分にも関わってくると思います。ですので、給食センターのみならず、教育委員会のほうと協力をして、ひいては学校のほうの先生方のご協力を仰ぎながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

ちょっと細かいことでごめんなさい。実績報告書85ページの一番上の段ですけれども、執行率がずっと教育総務費、小学校費、中学校費ずっと書かれておりますけれども、中学校費が57.9%、執行率、非常にこれ執行率が低いんですよ。これ何か理由があったと思いますけれども、ちょっと僕、心当たりないものですから教えていただきたいのが1つと。

実績報告書86ページ、次のページですけれども、学校生活適応指導教室管理費というところのあいりすですね、今回827万円という、昨年より百五、六十万円増えておる。これは今回修繕費として145万円出ておりますので今回大きくなっておると思うんですけれども、このあいりすですけれども、これ長いこと、今の忠霊塔ですか、昔の図書館ですよ、旧図書館を、使ってやっておみえになると思うんですけれども、やはりあそこはだいぶん老朽化が進んでおって、今回も修繕費145万円ぐらい使っておるんですけれども、そろそろどこか町内の施設で、もう少し環境の、環境悪いとは言いませんけれども、やっぱりそっちだと暗くて陰になってしまっているわけですけれども、もうちょっと明るい環境のところ、公共施設でどこか空きがないのかどうか、そういうことをお考えになっておるのかお伺いをいたしたいと思います。

そして、もう一つ、先ほど板倉さんが質問していただいたので重複するんですけれども、今の学校の給食費ですね、時間的な、時間的というか、その入る時期がもうちょっと後にな

るからあまり滞納はありませんよということをおっしゃったんですけれども、これ毎年、この実績報告書見ますと、今回だと、これ97万円、前回だと70万円ですから、そうやって数字が出てきておるわけですね。我々非常に心配するわけ。だから、給食費だけでもないね、ほかにもあると思う、払えない人がおると思うんです。だから、実際のところの数字をやっぱり我々知りたいし、ゼロということは絶対ないと思うんですね。

昔よく学校の給食費払えん人は学校の担任の先生が立て替えてやったという話もあったんですけども、今はそんなことは多分やられんと思うんですけども、実際のところはどれぐらいおみえになるのか、分かりましたらお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、1問目のご質問です。中学校費の執行率ですね、若干低いんじゃないかというところですが、一つ一つちょっと突き合わせたわけじゃありませんので、大変ちょっと申し訳ありませんが、大まかな回答になりますが、繰越事業がありましたので、そのところがかなり影響しているんじゃないかなと思います。少し精査して、またお答えできたらと思います。

すみません、簡単ですが、以上です。

○教育長 石垣武雄君

まず、あいりすの問題でちょっとお話をしたいというふうに思います。

このあいりす、今場所のことでいいですね。今の置いてある場所、それで修繕料がたくさんかかるからということでもあります、だいぶ、少し前ですけども、あの場所を修繕する、今回もそうですけれども、もう少し前もやったんですが、耐震の関係で。適切な、適当なところはないかということで、教育の中でも話をしました。蟹江中学校の体育館造る、その後かな、ちょうど今あそこの西のところに駐車場がありますが、あのあたりで今あそこの保育園がありますが、あのあたりで何とかならんかなという話をしたんです。それは新設せないけませんけれども、そうしたら、担当者というか、あいりすの方も、ちょっと見え過ぎるでいかん、子どもから見て登校して来るのに時間差ありだけでも、不登校の子がそこへちょっと居場所づくりじゃないけれども、そういうところへ行きたいと思っても、そういうところは、あまり周りの目があっても難しい。それで、子どもだけでなく、保護者の方も一緒にみえる場合もあります、帰りも。

ですので、取りあえず耐震やるときには今の図書館ですね、昔の。その場所で耐震をやりながらということで、今、忠霊塔のところですね、ありますけれども、今ご指摘のように、そういうことでだいぶお金かかるんだったらほかのところはということでもありますので、以前もあったんですけども、不登校の子どもたちが気兼ねなく、そして何となく来られるようなところで、心の居場所づくりということでもありますので、あまり周りから、あいつ行っているよというようなことはならんようなところで考えていかなあかと、ちょっと難しい

問題であります。ですので、ちょっとこれもご意見いただきましたので、再度また検討していきたいというふうに思います。

○総務部長 浅野幸司君

では、先ほどの中学校費の執行率の関係で、財政当局のほうから少し補足のご説明をさせていただきます。

決算書の256ページ、257ページのほうをご覧くださいますと、中学校費の予算現額、それと支出済額等とか、ちょうど中ほどに出ております。ちょうど257ページの中ほどに繰越明許費というのがございますけれども、約7,800万円でございますけれども、こちらのほうは、中学校ですので、蟹江北中学校のトイレの改修、これは国の補助をいただきまして改修事業をする工事費でございますけれども、そういったもろもろの金額が繰越明許費としてここに8,000万円ほど出ておりますので、執行率が落ちておる一番の原因はここかと思っております。繰り越し分の金額が全体に対する割合が非常に高うございますので、これが原因だと認識しておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○給食センター所長 寺本章人君

黒川議員のほうのご質問で、給食、滞納の関係ですね、現状のお話のほうをまずさせていただきます。

黒川議員がおっしゃられたとおり、昨年度の決算、昨年度末の決算から比べて、今年度、収入未済額のほうが増えているという、年々増えているのではないかとというようなところで、現状ではございます。私どものほう、給食センターのほうで把握をきちんとさせていただいております、一番古いもので、平成19年の給食費から残っているというのが現状でございます。

ただ、平成19年からなんですけれども、各年度1名だったり、2名だったりというような状況で、ずっとアプローチをしていたんですけれども、なかなかお支払いをいただけなかったという方でございます。現時点、令和2年度の末の時点、今回の決算書の時点なんです、この決算書を作るときには61名の滞納者でございます。この中には、このうちの半数が令和2年度の滞納のところございまして、先ほど板倉議員からお話のあった、ちょうどタイミング的にアプローチをしている最中に、まだ収入ができなかったものも含まれております。こちらのほうの、まず未納の部分については、未納した世帯及び生徒が学校に在学中の場合は、私どもと学校で、学校の先生方のほうから各ご家庭のほうにアプローチをしていただいております、給食費を納入していただくようなお話をさせていただいております。

卒業後につきましては、その方の情報を給食センターにいただきまして、給食センターから通知を、督促、催告の通知を申し上げて、納入をしていただくように進めている状況ではございます。中には転居等をされたりとか、なかなか接触を試みるのが難しい方も増えてい

るのは事実ではございます。そのような状況ではありますが、1件でも多く収入ができるような体制は進めておりますので、ご理解をいただきますように、よろしく申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

給食費というか、その滞納のことですけれども、先ほどセンター長申し上げたとおりであり、平成19年からの累積ですか、そういうことです。

これ、実はセンター長ともそうだし、教育のほうも話し合っておったんですけれども、いわゆる不納欠損というのはやっていないんですね。だいたい、10年も前で、卒業した後はセンターに任されるわけです。お手紙出したり何かやっている、そのうちに住所が転居したり、外国人の方も当時みえたと思うんですけれども、なかなか連絡もつかない、でもでも、そういう不納欠損にしませんので、ちゃんと平成19年、例えば21人、残っていくわけ、その累積が今回と。そのあたりもどういうふうにしていったらいいか、税金と違いますので、これはそのあたりをちょっと検討しないかんとということをセンター長が前も言っておって、これは今後の課題かなんかということを思いますし、それから、給食費が以前は3分の2ぐらい補助をしておったんですけれども、今準要保護であれば、全額支給してくれますので、そのあたりも併せて、ただ、学年費で学用品のお金になりますと全額出していないんですね。3分の2ぐらいですか、ですから、そういうようなところ辺がなかなかまた滞納というあたりで、給食費との関わりが出てくるのかなと、今は思っておるわけです。

いずれにしても、こういう滞納につきましては、再度また検討しなから、どんな方法が一番いいのかというのを模索していきたいというふうに思っています。

以上です。

○6番 黒川勝好君

よく分かりました。

あいりすの件につきましては、今教育長言われたとおり、確かに人目が嫌だとか、あまり人に見られたくないとか、そういう親御さんの意見もあるかと思えますけれども、建物的にも非常に古くなってきておると思います。これから修繕もどんどんかかってくると思いますので、できるなら今の蟹江中学校の近くですか、何かそういう予定もあったようなことを言われましたけれども、できることなら、どこかもう少しやっぱり、ちょっとあそこでは息塞がってしまうんですよ、ちょっと場所的にも。もうちょっと明るい感じのどこかいいところがあったら検討していただきたいというふうに思います。

給食費の滞納の問題ですけれども、そうですね。税金もそうです。税金と給食費は違うと今言われたんですけれども、税金見ても、毎年不納欠損だつてばんと大きな金が蟹江町出しておるわけですね。この金に比べればという話になれば、そういう話になってくると思うんですけれども、やっぱり頂くものは頂かんことには公平性が保たれませんので、逃げ得というのはやっぱりあかんですよ。

確かに大変ならば、それなりの理由をきちっと保護者の方にも、学校のほうに伝えていただいてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

小学校で言うと、253ページになります。委託料の一番下の防犯施設管理保守点検業務委託料、これは金額5万2,800円ですか、これからすると、多分防犯カメラのことではないかなと思ってお聞きするんですけども、どうなんでしょうね、これからのこの世の中、物騒な世の中、防犯カメラをこの公立小中学校に設置するというのはどんなものでしょうか。毎日通学をするその生徒さんや先生のプライバシーの問題とかといろいろあるかもしれませんが、世の中では突然訳の分からん人が乱入して殺傷事件をおこしたとかという話も聞きますし、それから土日もしっかり閉鎖するわけにいかない、いろいろな団体に貸し出ししたりしなければいけないということで、よくよく考えてみると、非常に開放された、出入り自由な施設なんですね、人目が少ない割には。ですので、やっぱり何かあってからでは遅いので、早めにそういう防犯カメラを門だとか、主要なところに設置して、万が一何か起こったときにはすぐ対応できるというような対策もこれからは必要なのではないかとに思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

今、ただいま議員からご指摘あったとおり、こちらにつきましては、防犯カメラの修繕というか、保守点検になっております。こちらは以前までは、安心安全課所管のものがそれぞれ、教育も含めてですけれども、ほかの部局もありましたので、それをまずはそれぞれのところで管理してくださいというところで、こちらは小学校費になりますので、小学校の5校の防犯カメラということになります。

今、ご指摘ありましたように、昨今、何というんでしょう、そういった、常時あるわけありませんけれども、そういった子どもたちに危険及ぶことがありますので、そういったところをよくよく考えながら、検討しながら、また増設できるようであれば、また検討していきたいと思います。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

今、防犯カメラのお話で、門のところといろいろ言われたんですけども、今、各小中学校、門のところは全部、ちょうど門のところ分かるような形であります。大半が実は寄付をいただきまして、寄付でやらせていただいておりますが、それについても、さらに今次長が申し上げたとおり、また考えていきたいということと思っていますし、例えば蟹江小学校で

すと、南門と西門のあたりは映るところにセットしてあります。というような形で、以前蟹江町で、嫌らしい話ですが、殺人事件がありましたね。そのあたり心配されて寄付された方がありまして、そういうあたりからどんどん学戸小学校もそうですし、新蟹江もそうですけれども、そういう門の近くは防犯カメラをつけてあります。

今言われたように、それ安心安全課で、ちょっとあと維持管理をしてもらったやつが今回引き取ったんだな、ということでもありますので、よろしくお願いします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないですので、9款教育費を終わります。

続きまして、10款公債費、11款予備費、304ページから305ページの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないですので、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略いたしまして、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで教育部次長兼教育課長、給食センター所長、子ども課長、生涯学習課長の退席と民生部次長、上下水道部次長兼水道課長、民生部次長兼保険医療課長、介護支援課長、下水道課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時34分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時38分)

○議長 佐藤 茂君

日程第2 認定第2号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、310ページから336ページです、歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

国民健康保険について、総括というか、どこのページということがなかなか言えないので、総括的に少しご質問をいたします。

子どもの医療費のときに、国保の医療費、療養給付金について、そんなに移動がない、そ

んなに前年と比べて変わらないということで、年齢の関係もあって、やっぱり違うということをお場で聞こうと思っていたんだけど、ちょっとそこで、子どもの医療費のところでお断りいただいたので、それ割愛するとして、今回ちょっとどうしても聞いておきたいのが、一般質問のほうでも特例減免のことも聞いて把握したんですけども、その下で、実際の滞納者がやっぱり出てきています。収納率も、町県民税と比べると収納率自体低いんですけども、そこで、令和2年度の滞納して、1年間滞納してしまうと、令和3年度税務の徴収課のほうに回って、そっちの収納に当たっていくんですけども、じゃ実際に、1年間滞納をしていくと、短期保険証になりますよね。蟹江町、3カ月と6カ月の短期保険証なんですけれども、そこで実際に短期保険証自体発行されているのは、全体でどのぐらいの数なんですか、現在。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問のありました短期証の発行件数でございますけれども、今年度更新時の短期証の発行件数ですけれども、116世帯で207名の方に短期証のほうを発行させていただきました。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今、116世帯の207名、ちょっと事前に私も滞納者数の、滞納している人の世帯、人数もそうなんですけれども、世帯の所得をちょっと出してくれないかということでお願いして、ちょっと大変だったみたいです。手計算、手入力をしながらやってくれたんですけども、これを見ると、短期保険証、つまり滞納世帯で207名の中で、全部出すと大変だったから、82世帯の人に短期保険証の割合で、課税所得をちょっと出してもらいました。

これでいくと、100万円未満が19世帯で、23.17%、100万円から200万円が39世帯、47.56%、ここだけで70%なんです。その後、200万円から300万円が16世帯の19.51%、300万円から400万円が、どんどん減ってきます。2世帯の2.44%、400万円から500万円、5世帯の6.1%、500万円から600万円、1世帯で1.22%、この内訳を出してもらって、これを見ると、200万円以下で、先ほど言ったように70%なんです。

特例減免受けられて何とか頑張って納付できる方はいいんですけども、ほとんどこれ、200万円以下、特に100万円未満の人というのは、年金生活者ですよ、多分。200万円以下もそうなんですけれども、この人たちが実際に滞納をしていると、割合が7割をいくというのが、現状、本当に国保の運営状態で保険料自体が本当に払える保険料なのか、その点がすごい今、この世帯数を出してもらってよく分かったんですけども、本当の意味で。この辺現状今、その辺をこの人たちから分割して納付してくださいということでお願いして、延滞金もついてくるんですけども、これ本当の意味で、ちょっと無理じゃないかなという現状が見えました。この点について、保険医療課として、どのように考えるのか、ちょっとこの点

お願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

事前に板倉議員のほうにご提出させていただいた資料等の話で、短期者証のほうの発行をさせていただいている世帯の課税所得についてですけれども、大体200万円未満、課税所得ですので、実際収入については、どれぐらいあるかという形にはなるかと思えますけれども、その中で、いろいろな収入もらってみえるかと思えますけれども、年金の方ばかりではなくて、やはり給与収入、給与所得、それから営業という方も含めまして、全ての方の課税所得で出させていただいた形になります。

国民健康保険税、いろいろな方が加入してみえます。その中で、やはり家庭のご状況、それから所得の状況、いろいろな方のご事情がある中で、皆さんいろいろお支払いしていただいているのを大変ありがたく感謝しておりますけれども、やはり国保の財政の中で、私ども賦課というのものもあるんですけれども、給付というものも一緒に考えて、国保の運営というものを考えていかなければなりません。

年々やはり医療費につきましては、何と言うんですか、下がることはない。今回の一般会計のときのご質問もございましたけれども、このコロナのウイルス感染症の状況下の中におきましても、やはり確実に医療費については伸びております。今後につきましても、医療費につきましては、減ることはないであろうというのがこちらのほうの予想をしておるところでございます。

そんな中で、やはり給付と賦課というのはバランスを取りながらさせていただかないといけないと思っております。課税所得が少ない方の中で、もちろんしっかりお支払いしていただいている方も当然みえます。こちらの短期証のほうを発行させていただいている方につきましては、何らかの形で分納をしていただいたりだとか、納付のお約束をしていただきながら、それでも頑張ってお支払いしていただいている方々になりますので、今後もそういった方々につきましては、個別にいろいろなご相談を受けながら、必ず払ってくださいねという無理な取り立てというような形をするのではなく、いろいろな事情を加味しながら、一緒に相談を受けながら納付相談させていただいた上で、短期証のほうを発行させていただいておりますので、今後も十分そのような形でご相談に乗りながらやっていきたいなと思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

確かに医療費自体多分よっぽど加入者数が減っていかない限り、ほとんど横ばいか上がっていく一方だと思います。それと準じて保険料も設定していくということなんですけれども、今の現状、確かにいろいろな個々に所得の状況も変わってきます。それも十分理解、自営業者もいるし、年金生活者もいる、いろいろな方が加入している国民健康保険ですので、ぜひ

とも、こういうこともちょっと把握していただいて、相談に来て分納計画乗りますよという
んだけれども、なかなか相談行きにくいという方もいますので、その辺よく考えていただき、
納付できるような体制を引き続き頑張ってもらう、滞納者数がどんどん増えてっちゃうと、
国民健康保険パンクしてしまいますので、その辺十分お願いして、以上で終わりたいと思っ
ます。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないですので、以上で認定第2号「令和2年度蟹江町国民健康保険
事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

日程第3 認定第3号「令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」
を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、340ページから348ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1
人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で認定第3号「令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳
出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、続きまして、日程第4 認定第4号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計
歳入歳出決算認定について」を議題とさせていただきます。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、352ページから380ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1
人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

介護保険についても、総括的なことなんですけれども、今回、第7期の最後の介護保険特
別会計なんです。第8期で介護保険料の見直しがあったわけなんですけれども、じゃ実際に、
この第7期最後の年ということ、3年間ずつの1期から今8期まで来ているんですけれども、
この第7期で介護保険全体としてどう評価していくのか、引き続き第8期も第7期とほぼ同
じ状況で運営していくという答弁もあったんですけれども、第7期を最後としての総括的な

ことをひとつお願いしたいと思います。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいま第7期の介護保険事業計画の総括ということでご質問いただきましたが、第7期の介護保険事業計画につきましては、2025年の高齢者のピークとなる、準備よく迎えるための準備の期間というふうに位置づけておりましたけれども、それに向けてますます高齢者の人口が増えていく中で、いかに地域包括ケアシステムを構築していくかということが1つの大きなテーマとなった期でございました。地域包括ケアシステムと言いますと、在宅医療、介護、また地域の住まい等を徐々に構築していく年度でございましたけれども、そういったものを少しずつではございましたが、準備していけた年ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

2025年問題含めた事業計画で、第8期のこの流れで当面はいくということなんですよね。実際そうしたら、第7期で、第7期最後の年の令和2年度ということで、今年も含めてなんだけれども、介護認定や要支援の方、総合事業で要支援の方でもそうなんですけれども、例えば今、結構コロナの関係で、デイにもなかなか控えている、そういうことも聞くんですけども、実際に蟹江町で、その辺の利用控えというのはあるのでしょうか。その点分かりましたらお願いして、終わりたいと思います。

○介護支援課長 後藤雅幸君

当町におきます令和2年度の介護保険サービスの利用状況を前年度等の伸び率から見ますと、施設の入所者の利用に関して言えば、ほぼそんなに変わるものではございますけれども、総合事業におきましては、顕著に前年からの減少というのが見られております。これはやはりコロナの影響というのが顕著に現れているということで、やはり介護用サービスよりも感染予防ということで、そういったサービスの利用というものが控えられた年ではないかなというふうに読み解いておりますが、今後は高齢者の方の予防接種のほうも進んでおりますので、この令和3年度の後半、または令和4年度にかけては、そういった外出を利用するサービスのほうも伸びてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないですので、以上で認定第4号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、日程第5 認定第5号「令和2年度蟹江町コミュニティ・プラン

ト事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、384ページから392ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で認定第5号「令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第6 認定第6号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、396ページから410ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

そこまで聞くことはないんですけども、広域化で、ほとんど向こうで決められてきていることですので、1点だけ、ちょっとここ、今年もそうですし、去年もそうなんだけれども、最近後期高齢者の加入者の方から、何か最近保険料上がったと言われてるんですよ。僕も調べてみると大体分かったんですけども、ちょっとその辺で、もうちょっと何というの、住民の方に説明しやすい、どうしてこういう結果になったのか、保険料が最近上がったということについて、どの影響で増えたのかと、この点お願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

後期高齢の保険料の件でご質問ですけども、その方の状態がどういう方なのかが分からないとご返事のしようがないんですけども、まず、保険税率につきましては、2年ごとに変更となりますので、今年については、2年度、3年度は同じ保険税率ですので、同じ保険、昨年度と同様の、昨年と同じ同様の収入の方であれば、まずあまり変わりがない方になるんですね。なので、ちょっとどういう方が上がられたのかはちょっと教えていただきたいんですけども、もし考えられるとしたら、保険料の特例的な軽減というのがございまして、低所得の、本当の低所得の方なんですけれども、軽減というのがかかっていたんですが、令和2年度については、7.75割軽減というのがあるんですけども、均等割について。それがもしかしたら、その方については7割軽減という本来の軽減率に今年度が最終で、徐々に見直しをかけて、7割軽減が最終になりますので、そこに該当した方であれば、昨年と同じ収入であったとしても、少し上がっている、月額にすると平均なんですけれども、910円の方が

1,220円になるよという方が一部みえます。なので、もしかしたらそういった方に該当したのかなという気はいたしますけれども、通常ですと2年度と3年度の保険税率は変更がないので、それ以外の方については、同じかなという気はいたします。

もしくは、あと考えられるとしたら、被扶養者の、後期高齢者の保険に移るまで、74歳までのところで、どなたかの社会保険の被扶養者であった方については、2年間は、このまた軽減措置というのがあるんですけども、2年を過ぎると軽減措置がなくなるというものがございますので、もしかしたらそういうことに該当された方かなという気もいたします。もしご不明な点がございましたら、窓口のほうで、ちょっと来ていただくと個人個人の情報を見ながらご説明させていただけるかと思っておりますので、お伝えいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

はい、ありがとうございます。

多分年金生活者の方で、所得そう変わらないですよ、年金、よっぽどじゃない限り。その方ですので、特例軽減受けられたんだよね、多分、7割。それから均等割の7.75割軽減かな、それが終わって、本来の保険料になったんだよね、本来の。ちょっとその辺。

あと今の方は、国保から後期高齢になった2年間の特例じゃないので、もうちょっと上の方ですので、ちょっと僕の聞き間違いがあったかもしれなくて、またちょっと……。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

低所得者の方の特例軽減なんですけれども、均等割が、2年度は7.75割軽減、それが本来の7割軽減に戻ったという、今年に戻ったという形ですので、0.75割上乘せというか、ちょっと上がったよという形になりますので、本来が7割です。来年度以降は7割で、そのまま固定でございますので、7割軽減でいくという形になります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないので、以上で認定第6号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第7 認定第7号「令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

水道事業です。令和2年度の事業報告、決算書で中身として営業収益、1ページから2ペ

一に書いてある営業収益があります。これ実質確かに途中で出てくる、昨年の末かな、9月から6カ月間水道料金の基本料金の軽減を行いました。ということで、営業収益、実際に1億2,347万9,701円、予算に比べて減収になったんですよ。そういうことで、でも、それだけ水道事業の中で賄えるというのがすごいことなんだと思うんですよ。一般会計から本当入れなくても、水道事業だけでやってこれたんですけれども。そこで、でも、営業収益自体、収益的支出にしても1,000万円ちょっとあるんですよ、まだ。昨年だと7,700万円あったんですけれども、そういうことで大幅に減ってはありますけれども、実質マイナスにはなっていないんですよ。この辺をどう捉えていくのか、今年、令和2年度に限りの決算だと思うんですけれども、その辺ちょっとお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

それでは、板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに今収益的収入と支出で比べさせていただきますと、まだ1,000万円ほど収益は出ております。この辺を企業の決算と言いますと、水道料事業、水道料金に対して、どれだけの費用で回収できたかという表し方になってございます。ですから、今の話、維持管理費、いろいろなことを削減しまして、今この状態を保っている状態でございます。

もう一つ付け加えさせていただきますと、最終の45ページのほうに、コロナの関係のその他というところで説明をさせていただいております。こちらのほうがコロナの関係の減免で、実際の水道料金の基本料金の減免に対する金額というのは1億3,275万1,630円となっております。こちらのほうが減収になった最終的な金額でございます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

実質減収になったのが1億3,200万円か、基本料金の減免を実施したということです。でも、今言ったとおり、でも収益的支出で1,000万円ちょっとまだあったということで、これをどう見ていくかということで、水道事業がどうなのかと。それで、でもこれだけ減免をして、水道料金の。なおかつ、何というの、老朽管の取り替え工事も進めてきましたよね。その辺が実際に老朽管の取り替え工事が前年と比べてちょっと停滞したのか、その辺をお願いしたいのと。

あと、水道事業で、ちょっと監査委員からも監査のときも言われたんですけれども、今回、令和元年と令和2年比べて、有収率の関係です。これ87.8%から85.6%に落ちていますよね。どこかで漏水しているのかということがあっても知りませんが、これを2.2%落ち込んだのって、どんなことで落ち込んだのかお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

板倉議員の今の質問2点ございまして、1点目でございます。老朽管の進捗状況でござい

ます。老朽管の進捗状況でございますが、現在、水道事業におきましては、緊急対策としまして、避難所である施設に対して耐震化の工事を進めさせていただいております。昨年度は舟入小学校とかなって、今年度は蟹江小学校、須西小学校のところを進めさせていただいております。

ただ、蟹江町において、今現在197キロメートルございます。その中で耐用年数40年を経過している管というのが、まだ四十何%ございます。ましてや今年、3年度にまたこの40年を迎える管路というのが約4キロメートルぐらいございます。年々3キロメートルから4キロメートルの更新を進めてございますが、なかなかその進捗のほうが変わるというような、進まない状況が今現状でございます。しかしながら、我々職員一同、少しでも進めるような努力をして、計画を立ててやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2点目でございます。有収率の関係でございます。有収率の関係、議員が言われたように、一昨年から極端に下がってございます。こちらのほうは令和2年度に85.6%、令和元年度は87.8%、平成30年度は92%という状況でございました。これは令和元年度に定期点検を行った際、大本の流量計ですね、流量計を測定したところ、ちょっと特殊な、大きい口径ですので、電磁波という測定器を使って、それを換算して数量を出してございます。その換算する数値というのに誤差がちょっと生じておまして、これを正規な形に調整したところ、現在の八十何%に落ちてしまったというのが現状でございます。

ですから、今現状のところでは、10年に一度、その測定のあれをやってございますが、計器等が老朽化してございますので、5年に一度に見直しをさせていただいて、その計器の調整を図っていききたいと思っております。

次に、その有収率が低下ということも真摯に受け止めて、漏水対策とか、水圧調査とか、そういったこともちょっと視野に入れながら、今後対策を立てていきたいということでございますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

老朽管、40年以上が、これ、今の答弁でいくと、もう終わらないよね、全然。また、どんどん増えていく形で、一生終わらないような感じなんだけれども、有収率については、実際に漏水して有収率自体が下がったというわけじゃないんだね。そういうことで理解しておけば。その何か聞いておってもよく分からんこと言っておったけれども、その検査、計量の関係でちょっと誤差が生じてしまったということで理解していくのね、ありがとうございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

総務のところであつと、検査料ということで聞いたんですが、実は水道が管理している

井戸のことかなと思いましたが、ちょっと今水道が管理している井戸の件及び総務の件、もう一度ちょっと説明していただければと思いました。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

総務のほうで質問された簡易検査でございます。基本的にこの仕組みというのは、上水道3つのパターンに分かれる仕組みになってございます。これが人口が5,000人以上を水道事業と明記してございます。5,000人以下を簡易水道という明記をさせていただいております。簡易水道の中でも簡易専用水道というのがございます。これは貯水槽を持つアパートとか、大きい給水を持つ、貯水タンクを持つものが、この簡易専用水道となっております。こちらのほうも2つに分けられまして、10トンですね、10立米、こちらのほうの上が簡易専用水道、10立米以下のものは小規模貯水槽水道というような明記になっております。総務のほうの管轄しているのは、こちらのほうの上の部分でございます。10立方以上、簡易専用水道、貯水槽水道というところの扱いになります。こちらのほうは、水道法の中で定められておりまして、年に1回水質検査をして、掃除をして維持管理に努めなさいということで、こちらのほうが、総務のほうは今管理されているものでございます。

もう一つ、井戸の関係でございます。蟹江町、今、平成20年から県水100%へ変わりました事業運営をさせていただいております。しかしながら、災害に対して、3カ所、浄水場に1カ所と新町に2カ所のポンプを今現在維持管理させていただいております。こちらのほうも決められた水質検査を行って維持管理をしているものでございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

井戸の件なんですけど、総務のところでも少し話しかけたんですけども、最近地下水が上がってきて、私の知っておるところでも自噴して井戸から水が漏れるというような話が出ているんですけど、やっぱりこの3本の井戸の管理ですね、管理は今どのようなになっているのかなと思えます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

この3本の管理でございます。こちらのほう、毎日くみ上げさせていただいて、今現状はいつでも使える状態で維持させていただいております。しかしながら、水道の供給には使ってございませんので、それを水路に流す状態で今維持管理をさせていただいております。

水質検査のほうも、年に1回全項目という項目がございまして、そちらのほうもきちっと管理をさせて、水質の管理させていただいております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

そうしますと、今は使っていないんですけども、いざとなったら、それが水道水として

使えるということですよ。そして、災害時にそれを使うから、今維持管理しているという解釈でよろしいですね。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

今、議員が言われたとおり、災害時に何らかの活用ができるように、今維持管理をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないですので、以上で認定第7号「令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第8 認定第8号「令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支ともに一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

下水道事業、毎回ちょっと言っているんですけども、一般会計からの繰り入れがないと、本当に、これ抜いてしまったらマイナスなんですよ。それを踏まえて、どんな、毎回聞いて、毎回同じ答弁なんですよ。本来の事業会計、特別会計もそうだったんですけども、下水道事業会計も決算書で出てくると、一般会計の繰り入れがこれだけですよとぽんと出てしまって、実質これ取ってしまったらマイナスだよということですよ。

これをどう捉えていくのか、将来的にそこまで、今後下水道がどこまでつながっていくかというアクションプランの期日もあるからその辺何とも言えないんですけども、将来的にそれは水道みたいに一般会計から入れなくてやっていくことが本来の事業会計なんだけれども、そこをやっていく上でやれるように、下水道の利用料が高くなるとどうなるんだということもあります。その点、何か考えあったらお願いしたいのと。

今回、下水道事業の工事で、令和2年度富吉地域やりましたよね。去年もそうだし、今年もそうなんですよ。コロナ禍で住民説明というのができなかったんですよ。説明会会場が確保できないということで。それをどう捉えていくのか、最終的に接続率に関わってくるんじゃないかなと。なかなか住民の人でも、説明聞いていないしということもあるので、その点ちょっとお願いいたします。

○下水道課長 浅井 修君

では、大きく2点質問をいただきました。

まず、第1点目でございます。一般会計からの繰り入れに依存してどういう計画をしておるんだというところでございます。

議員もおっしゃられましたとおり、まず、中期計画といたしまして、アクションプラン、令和7年度までに一応整備する予定のものは公表してございます。こちらをまずは取り組んでいくために、国庫補助金、起債、財源の先送りになるんですが、起債を張りながら一般会計からの不足分を補っていただいて整備をしております。まずは、そこまで行き着くまでは一般会計からのご負担をいただきながら整備していきたいと考えております。

それ以降、令和8年以降の計画につきましても、まずは7年までで市街化区域を整備していきたいと考えておりますが、8年度以降の計画につきましても、住宅密集しておるような調整区域だとか、利用される方が多い区域を重点的にやっていきたいとは担当として考えておるところなんです、今の財源、湯水のごとく充当いただけるわけではございませんので、そこら辺も考えながら適宜事業計画も適正な時期に見直しをする必要があるかもしれませんので、そういったところを考えながら進めていきたいと思っております。

2点目でございます。まさに今、令和2年度、富吉地区の県道の西側及び今年度は富吉の県道の東側、また、旭、緑地区の工事を施工中でございます。コロナ禍に入りまして、地元住民説明会のほう開催できなくて誠に申し訳ございません。いろいろな方から議員のところにもご相談がてらお話が入っておるかと思っております。実際に、住民のほうから説明会が開催されないことにつきまして、うちの、当課のほう、担当課のほうにお問い合わせがもちろんあります。工事のスケジュールの時期でしたり、実際にご負担をいただく受益者負担金とか、接続工事に関する事とか、つないだ折には下水道使用料のご負担もいただくこととなりますので、そういった全般的なご説明をするために説明会を予定しておりましたが、必要のある方につきましては、個別に訪問をいたしまして、説明に上がらせていただいておりますし、また、今年度工事をするエリアのお宅の方には、敷地内のほうに公共汚水柵のほうを設置するために、直接業者を通じてお話をする機会、場所を決めることをしておりますので、そういった機会を捉えて協力の要請、もしくはスケジュール的なお話も伝えさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

令和7年度、今のところアクションプラン、国の補助も使って、令和7年度まで、今のところ計画的にはできる。それ以降どうなっていくかというのがまだ決まっていない状況であるから何とも言えないんですけども、最終的にはやっぱり単独事業で行っていかないけないと思っておりますので、その辺、十分分かっていただいてやっていっていただきたいと思っております。

あと、住民説明については、本来だったら住民説明をして、受益者負担から工事のスケジュール、また、使用料の関係の説明も本来はしたいんですよ、お願ひするしかないから。

ただ、それができないということで、もうちょっと詳しく知りたいというと、個別的に訪問して説明してくれるんですか、その辺は。じゃ、そういうことで、もしそういうことがあったら、取りあえず、ちょっと話を聞きたいとご相談、下水道のほうに相談すれば、話はしてくれるんですね。

今、確かに富吉地域が終わりつつ、今度緑、旭、今パイロンがずっと並んで、通行止めの日程なんかも書いてあるんですけども、その辺で、あそこを地域が本当に広いですね。その辺で世帯数も多いということで、今の方向でちゃんと説明を十分させていただいて、接続率もやっぱり、せっかくできてつないでもらえないとなかなか、強制的につながせるということではできないので、僕らもそうなんだけれども、これは住民の方々にお願いするしかこれもないと思いますので、その辺十分理解させていただいて工事のほうを進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないですので、以上で認定第8号「令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでございました。

(午後3時25分)